

第3部

まちづくりの基本構想と基本計画

第2章 まちづくりの基本計画

第1節 住み良く安心して暮らせるまちを創る

第2節 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

第3節 町民と行政が連携して歩むまちを創る



第2章 まちづくりの基本計画

第1節 住み良く安心して暮らせるまちを創る

◎町民の暮らし、健康を守るための施策

《地域福祉》

1. これまでの取り組みと現状・課題

長い歴史の中で日本社会が築き上げてきた相互扶助の精神は、人間同士の絆を大切にした、世に誇りうるものでした。

高度経済成長の昭和の時代を経て、少子高齢化と核家族化がより一層進展し、さらに、プライバシー保護意識の高まりによって、今日の現代社会では、家族機能や共に支え合う地域機能が低下し、人と人との関係など、心のつながりが希薄化してきています。

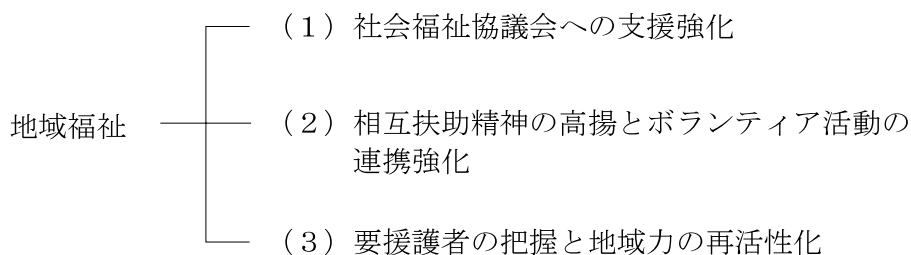
このような背景の中で、それぞれの地域で助け合いの精神を持って活動を継続する町内会組織の区会や各種ボランティア団体、NPO法人等を結び付け、高齢者や障がい者、児童の見守りなど、地域自らが実践できる体制の構築が求められています。

また、相互扶助の精神、助け合う心の大切さを広める、その中核組織として社会福祉協議会の役割はますます重要になっています。

2. 基本目標

- 希薄化した相互扶助精神の大切さを啓発し、機運を醸成して参ります。
- ボランティア活動を行う住民組織の連携強化を推進します。

3. 主要施策の体系



《児童福祉》

1. これまでの取り組みと現状・課題

戦後、困窮する児童の保護・救済と次代を担う児童の健全育成を主眼として、昭和22年に児童福祉法が制定されました。その後時代背景の移り変わりとともに見直しが図られ、現在では、児童福祉の目指すものは、すべての児童の健全な発達へと変遷しています。

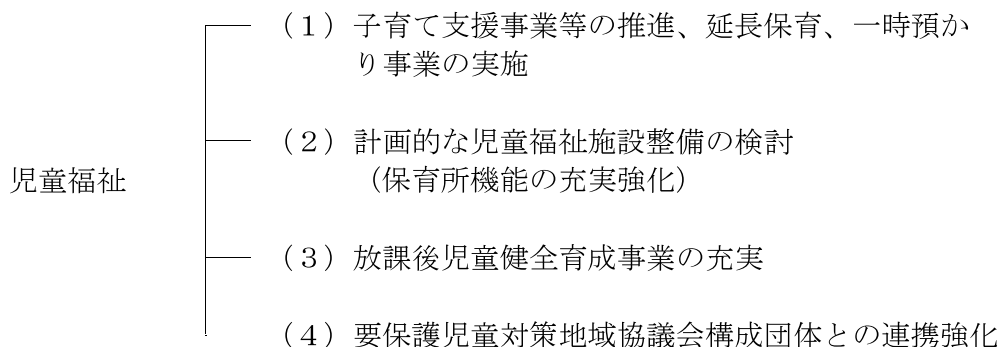
今後については、核家族化や就労環境の変化、不安定な社会経済状況の変化、価値観の多様化から、子育てを社会全体で支える体制が求められます。

また、近年の児童虐待件数の増加が見られることから、地域・家庭・関係機関との連携強化と対象者への相談・助言体制の充実を推進します。

2. 基本目標

- 価値観の多様化によるさまざまな要望に向けた児童福祉サービスの提供を進めます。
- 多様な雇用環境・社会環境に対応した計画的な児童福祉施設整備を検討します。
- 児童虐待の未然防止のため関係機関との連携強化を推進します。

3. 主要施策の体系



《高齢者福祉》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町ではこれまで、「余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画を指針としながら介護保険サービスを含む高齢者保健福祉の総合的な推進に努めて参りました。

本町の高齢化率は、現在31%台ですが、10年後には40%弱になると推計され、さらに、独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加等も相まって、高齢者福祉の更なる充実が必要となっております。また、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、介護保険サービスの利用増によって給付費等はさらに上昇していくことが見込まれています。

このことから、高齢者が健康で生きがいを持ち、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活を継続できる環境づくりを図るためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を基盤に、各種福祉サービスの拡充や介護サービスの適切な提供を図っていくことが必要です。また、地域での日常的な見守り活動や要介護状態にならないための介護予防施策の充実、高齢者の積極的な社会参加機会の拡充等も進めていく必要があります。

今後においては、これらの課題解決に向け、関係機関、団体等と連携を図りながら、余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の保健福祉の充実を図ります。

2. 基本目標

- 高齢者が可能な限り、住み慣れた家庭や地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築と効果的な推進に努めます。
- 介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な運用と介護サービス基盤の整備促進に努めます。
- いつまでも健やかに暮らしていけるよう介護予防施策の充実と参加促進に努めます。
- 認知症対策への取り組みと成年後見制度の普及促進に努めます。
- 高齢者が生きがいを持って充実した生活が送られるよう、関係機関・団体等と連携し、高齢者の社会参加機会の拡充と参加促進に努めます。

3. 主要施策の体系

高齢者福祉

- (1) 地域包括ケアシステムの構築と効果的な推進
- (2) 介護保険制度の円滑な運用と介護サービスの基盤整備
- (3) 介護予防事業の拡充と参加促進
- (4) 認知症高齢者対策の充実と成年後見制度の普及促進
- (5) 高齢者の積極的な社会参加の促進と活動機会の拡充



《障がい者福祉》

1. これまでの取り組みと現状・課題

障がい者福祉は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律がそれぞれ整備されてきたことにより、制度間格差が生じてきました。

その後、平成5年に障害者基本法が制定され、いかなる人も障がい者に対して差別をしてはならないとの規定が盛り込まれ、都道府県や市町村に障がい者計画の策定が義務として盛り込まれました。

現在は障害者自立支援法のもと、事業所の体系やサービス内容の再編、費用負担の見直しが進められています。

本町においては、第2期「余市町障がい者計画・障がい福祉計画」を基本としたノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら自立した生活ができるための施策を推進しておりますが、今後、障がい者施策に関する法律の改正が予想されるため、それらに対応した制度の実施が求められています。

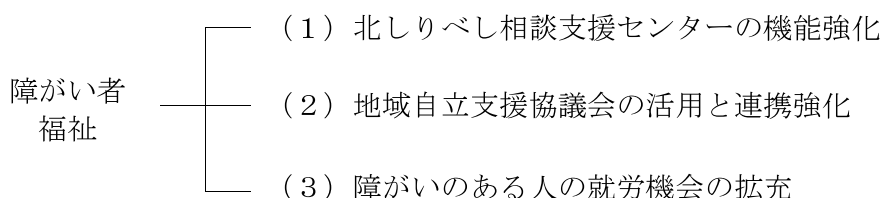


第3部

2. 基本目標

- 障がいのある人やその家族が抱えるさまざまな問題を解決するため、相談支援体制の強化・充実を図ります。
- 障がい福祉関係機関・団体のネットワーク構築により、困難事例の対応や社会資源の開発、改善に努めます。

3. 主要施策の体系



《保健予防》

1. これまでの取り組みと現状・課題

少子高齢化や核家族化により、ライフスタイルや価値観が変化する中、本町においては健康づくりの推進に向け関係機関と連携し、さまざまな健康づくり事業に取り組んできました。

しかし、町民の健康づくりに対する意識は十分とは言えず、地域に浸透するためには、単に保健事業の充実強化や保健・福祉サービスを提供して解決するものではなく、町民の健康課題を的確に把握し、地域特性に応じた健康施策を推進する必要があります。

町民が健康で生きがいを持って住み良く安心して暮らせるまちづくりを推進するため、町民と協働で健康づくりに取り組むことができる健康づくりの場・情報発信源として、また、世代間の交流の場として、町民自身が自主的に活用できる拠点も必要です。

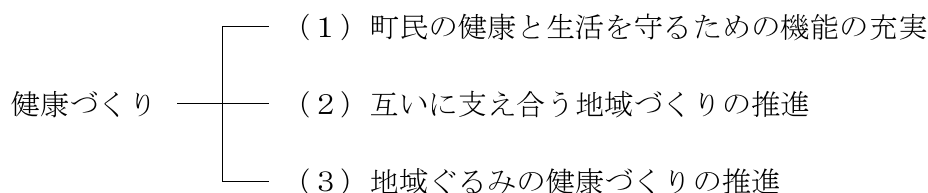
また、公衆衛生の向上と増進を図るためには、感染症の予防も必要であり、医療機関と連携して正しい情報提供や知識の普及啓発など、日常的・継続的に集団予防対策を実施することが重要です。今後さらに、地域のつながりを強化し、健康づくり活動を推進して参ります。



2. 基本目標

- 町民の健康と生活を守るための機能の充実を図ります。
- 互いに支え合う地域づくりの推進を図ります。
- 地域ぐるみの健康づくりの推進を図ります。

3. 主要施策の体系



《成人保健》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、これまで保健推進委員会や食生活改善推進員会など、地域の方々の協力のもと「地域ぐるみの健康づくり活動」として、健康づくりのための生活や食事についての学習会を実施してきました。

また、「各種健康診査事業」を実施し、生活習慣病やがんの予防・早期発見・早期治療に努め、平成22年度からは保健推進委員とともに各家庭を訪問し、町民の皆様に直接健診受診を呼びかけてきました。

しかし、各種健康診査事業の受診率は依然として低い割合で推移しており、若い世代での心筋梗塞や脳卒中等の重大な生活習慣病の発生も散見されています。

生活習慣病は自覚症状が無く、気づかないうちに重症化してしまうため、今後もこのような状況が続くことが予測されます。さらに、高齢化が急激に進んでおり、医療や介護にかかる費用はすでに財政を圧迫し始めています。

このような状況から、若い時からの健康づくりが非常に重要であり、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち健康を維持していけるよう取り組みを進めて行く必要があります。

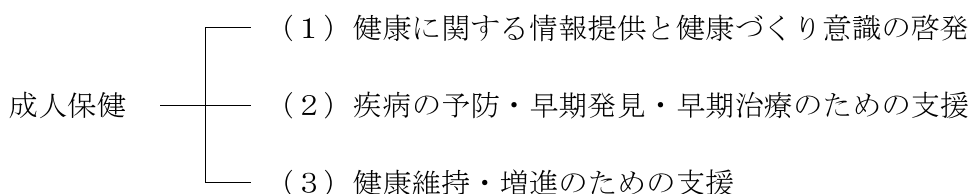
町民の健康状態の現状を広く情報提供することにより町全体で課題を共有し、個人はもとより地域、職域での協働による取り組みを推進していきます。



2. 基本目標

- 課題等の情報提供や地域ぐるみの健康づくり活動により、町民一人ひとりが「自らの健康は自ら守る」という意識が持てるよう啓発に努めます。
- 各種健康診査事業の充実により疾病の予防・早期発見・早期治療に努めます。
- 一人ひとりにあった健康維持・増進のための支援に努めます。

3. 主要施策の体系



《母子保健》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町ではこれまで、健診・訪問・健康相談・各種教室・予防接種等の事業を実施し、妊娠期から思春期における健康づくりや子育て支援の充実に努めてきました。

近年は少子化・核家族化、地域のつながりの希薄化により、育児不安を抱えながら孤立化する親や子育てに悩む親が増加しています。

次代を担うすべての子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育ち、妊娠・出産・子育て期の親が地域で安心して子育てができるよう、医療・福祉・教育・民間活動との情報交換、連携を図り、切れ目のない支援のネットワークづくりが必要となっています。

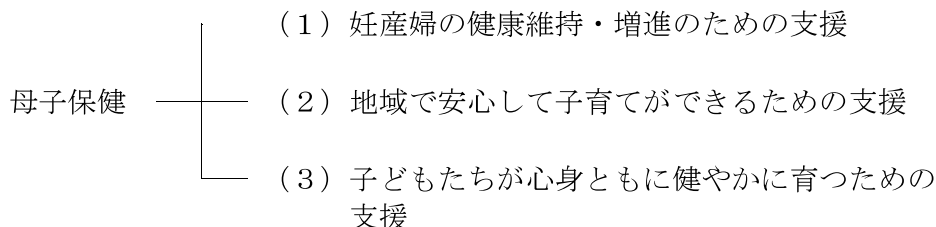
これまで乳幼児健診・健康相談・訪問では、子どもたちが健やかに生まれ育つよう、疾病や異常の早期発見、治療、早期療育の開始や育児不安の軽減、健康的な食生活の普及に努めてきましたが、今後はさらに母子保健を通じた虐待の予防・早期発見に努めます。

また、歯科健診では、むし歯罹患率が全道平均に比べ高い状況が続いているため、むし歯予防のための知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

2. 基本目標

- 安心して妊娠・出産・子育てができるための支援の充実に努めます。
- 子どもたちが心身ともに健やかに育つための支援の充実に努めます。

3. 主要施策の体系



《医 療》

1. これまでの取り組みと現状・課題

少子高齢化が進み、長く安心して健康に暮らせるまちづくりには、充実した医療環境を整えることが必要です。

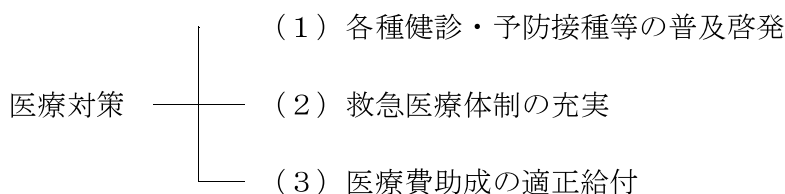
しかしながら、地方における医療従事者（医師・看護師等）の不足は、本町においても例外ではなく、北後志地区の中核的医療機関である余市協会病院が診療科の休止・縮小を余儀なくされ、また、経営状況を圧迫する救急医療体制を維持・継続するために、平成22年度から北後志5カ町村で財政支援を行っています。

また一方では、本町の医療費は非常に高く、コンビニ受診対策や医療費の適正化が強く求められています。今後は医療費の一部助成など適正給付に努めるとともに、医師会・地域及び行政が連携して、各種健診や予防接種等の他の保健事業と連携し、疾病の早期発見・早期治療を推進し、予防医療に重点を置いた施策を展開する必要があります。

2. 基本目標

- 各種健診（がん検診・特定健康診査等）や予防接種を積極的に推進し、疾病の早期発見・早期治療を促進します。
- 医療スタッフの確保を支援するとともに、救急医療体制を確保し、地域医療の充実を図ります。
- 医療制度の動向を踏まえ、助成を必要とする方々への適正な医療費助成を行います。

3. 主要施策の体系



《交通安全》

1. これまでの取り組みと現状・課題

毎年、交通事故により多くの尊い命が失われていますが、近年、交通安全意識の高揚や交通安全運動推進の成果により、事故発生件数、死傷者数ともに減少傾向にあります。

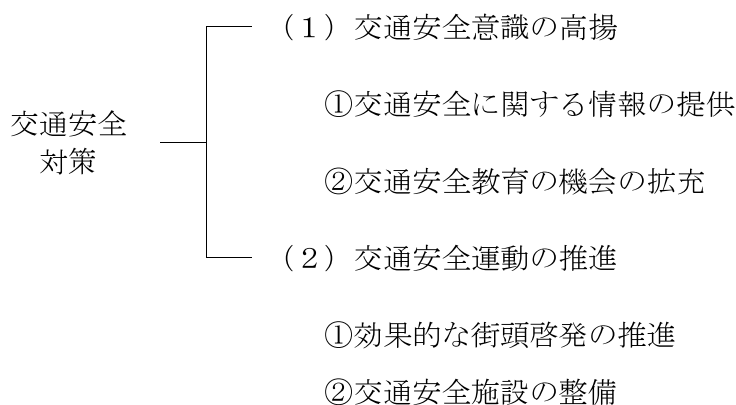
人命尊重の理念、さらには交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案すると、さらなる交通安全意識の高揚、交通安全運動の推進を町民総ぐるみで積極的に推進し、交通事故のない地域社会を目指した取り組みを進めていく必要があります。

2. 基本目標

- 高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に一層の配慮を進めながら、全町民が安全で安心して社会生活を営むことができる交通環境を実現するため、教育や広報等により交通安全に関する知識の普及に努めるとともに、交通安全意識の普及を図ります。
- 行政、学校、家庭、団体、企業等が役割分担をしながら連携を強化し、交通安全活動を積極的に推進して効果的な交通安全運動を進めます。



3. 主要施策の体系



《消防・救急》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町の消防・救急救助活動は、北後志消防組合（北後志5ヵ町村）余市消防署と消防団本部と4つの分団で構成する余市消防団が担っています。

生活様式の多様化や建築物の高層化等により火災の形態も複雑多岐にわたっており、これに対応するためには消防施設、消防設備、消防車両・資機材の整備と消防職員や消防団員の教育や訓練を進め、消防組織の充実等消防力の強化が重要です。

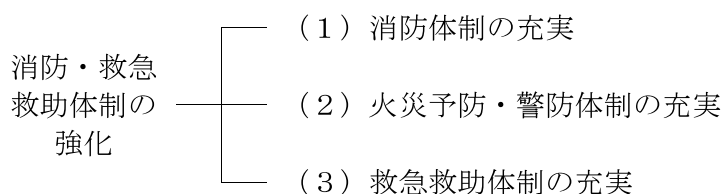
また、火災の発生を防ぐ取り組みとして、消防設備の点検指導、危険物取扱施設の検査・指導や広く町民の防火に対する意識の高揚を図るため、火災予防・警防活動も重要です。

救急救助活動は、出動件数の増加、病状や事故形態が多様化していることから、傷病者に迅速かつ的確に対応できる救急救助体制の一層の強化が求められています。火災のみならず地震や水害等をはじめとするさまざまな災害の被害を少しでも減らし、町民の財産と生命を守るため、より一層の消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化が必要です。

2. 基本目標

○さまざまな災害から町民の生命・財産を守り、被害を最小限に抑えるため、消防体制と火災予防・警防体制の充実強化、救急救助体制の充実・強化に努めます。

3. 主要施策の体系



《消費者保護》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、これまで町民から寄せられるさまざまな消費生活相談に対応してきましたが、近年においては、相談内容の高度化、複雑化、さらには悪質商法手口の巧妙化や特定商取引法をはじめとする消費者関連法律の改正など、より専門的な知識が求められています。

相談窓口では、軽微な事案等は方向性を示せるものの、専門性の高い複雑な事案については、北海道の消費生活センターを紹介し、消費者自らが電話または訪問して相談をしてきました。

こうした背景は、本町を含む北後志5カ町村も同様であり、専任の相談員を配置するだけ住民ニーズは多くはなく、相談ノウハウや専門知識の蓄積も進まない状況となっていました。

こうした状況から、小樽市を含む北後志6市町村は、小樽市が設置している消費者センターを共同利用するための協定を締結し、平成23年度から、新たに小樽・北しりべし消費者センターを設置して、消費者に対する広域相談支援体制を開始しました。今後は、小樽・北しりべし消費者センターを核として、時代に対応した消費者保護を図ります。

2. 基本目標

- 市町村職員の専門知識のスキルアップを進めます。
- 小樽・北しりべし消費者センターの機能強化を図ります。
- 悪質商法などの被害を未然に防止するため、各種パンフレットの配布や意識啓発を図ります。

3. 主要施策の体系

消費者保護

- (1) 消費者保護に関する各種研修会等への参加
- (2) 消費者センター機能充実のための情報交換
- (3) 消費者被害防止にかかる関連情報の提供や意識啓発の推進

◎町民生活に密着した社会資本を整備するための施策

《基幹交通》

1. これまでの取り組みと現状・課題

交通体系の確立は、町民の日常生活はもとより、人とモノの交流による地域の活性化を図る上で重要な課題です。

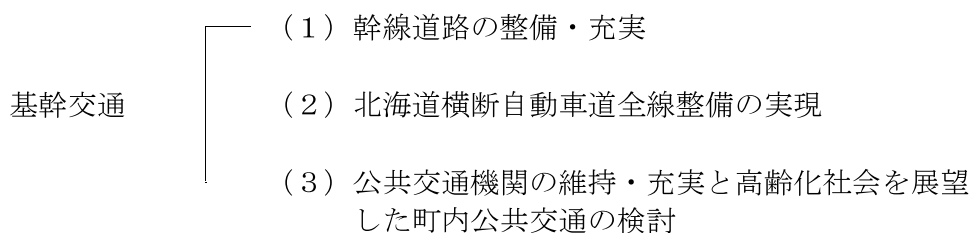
本町はこれまで、国道・道道などの幹線道路について、狹隘トンネルの改修や歩道の設置等を要望し、順次その実現が図られてきました。また、平成30年度には、北海道横断自動車道余市・小樽間の供用が開始される予定で、これが実現すると、余市町から札幌市中心部までが1時間以内で結ばれます。こうした、基幹となる道路交通の整備により、医療等の町民生活に密着する分野での利便性向上が図られるとともに、人やモノの交流が活発になることにより、町内経済への効果が期待されます。また、北海道横断自動車道黒松内・余市間の整備についても、圏域全体の活性化を図る上で重要な課題です。

公共交通の面においては、町民の重要な移動手段である路線バスと鉄道の維持・充実が大きな課題です。さらには、高齢化社会の進行を視野に入れ、町内における公共交通のあり方について、検討を進める必要があります。

2. 基本目標

- 国道、道道、都市計画街路等幹線道路の整備・充実を図ります。
- 北海道横断自動車道余市・小樽間の早期開通と、黒松内・余市間の着工実現に向け、要望活動を行います。
- 町民生活に欠かせない路線バス・鉄道路線の維持・充実に向け、関係機関への要望を行うとともに、町内における高齢化社会に対応した公共交通のあり方について、検討を進めます。

3. 主要施策の体系



《道路》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町を巡る道路事情は大きく変化しようとしています。

長年の課題であった北海道横断自動車道余市・小樽間の着工が正式に決定され、現在は町内の用地買収がほぼ完了、今後は詳細設計、建設工事を経て平成30年度には完成の予定です。

また、国道5号の栄町地域における改修、国道229号の梅川トンネルの更新、主要道道余市赤井川線の新冷水トンネルの完成等により、本町と他地域を結ぶ幹線道路は大きく改善されることとなります。そのため、今後は、これらの幹線道路と町内交通網との整合性を図ることが重要となっています。

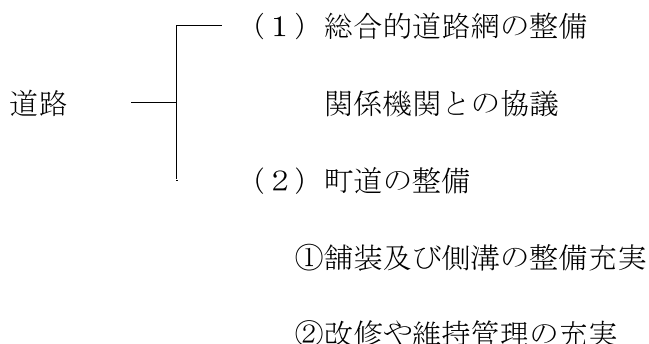
一方、町内の既存道路の整備、適切な維持管理が重要な課題となっており、生活に密着した道路整備の充実が必要となっています。

今後は、主要幹線道路との整合性を図りながら、地域内の生活道路の安全性や利便性の向上、安全・安心で快適な道路環境の創出を図って参ります。

2. 基本目標

- 交通需要と主要幹線道路や町内交通網の整合性について関係機関と協議を進め、本町の実情にあった交通網の確立を図ります。
- 町道につきましては、地域の生活道路として、その整備充実を進めます。

3. 主要施策の体系



《河川》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町においては、昭和38年8月の集中豪雨による大川橋の流失、西部方面の浸水などの全町的な被害が発生しました。以来、今日まで、北海道管理の河川について改修事業が行われております。

余市川については、河川改修工事が進められており、河口から鮎場付近までの堤防整備が完了しました。河口から田川橋までの区間については、低水路部分の掘削が完了し、洪水対策として、旧登川・余市橋・黒川・美園川・山田川に排水機場、ポンプ場の施設が設置され、内水対策としての効果が発揮されています。

一方、近年の出水状況を見ると、事業完了した河川についても内水対策の必要性が生じており、総合的な対策が必要となっています。

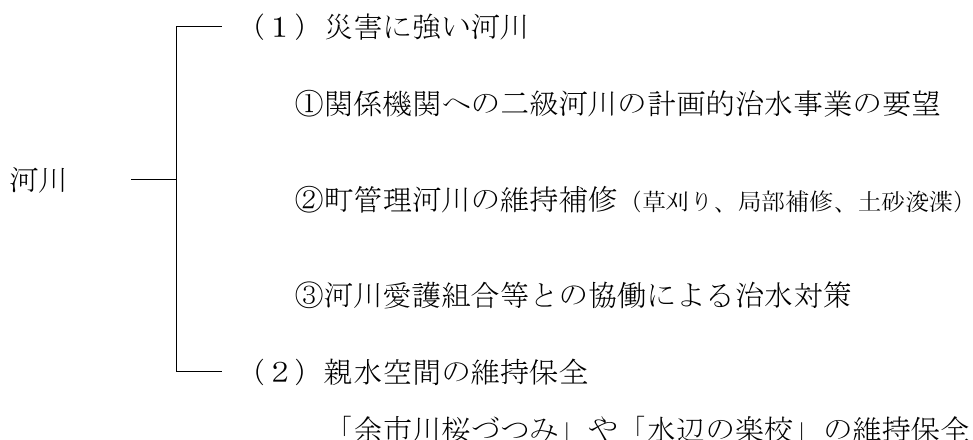
親水空間としての川の活用については、ヌッチ川の「水辺の楽校」を利用した町内小学校の授業活用や、あゆ場公園パークゴルフ場の活用など、自然あふれる安全な水辺が創出されています。

今後もさらに、その他の河川においても地域の特性を活かした川づくりが求められます。

2. 基本目標

- 地域の生活と産業を守るため、災害に強い河川整備を進めます。
- 散策やレクリエーションなどの場となっている親水空間の維持保全に努めます。

3. 主要施策の体系



《港湾・海岸保全》

1. これまでの取り組みと現状・課題

余市港は漁業者による利用が主なものとなっています。そのため、漁業従事者の高齢化や船舶の小型化等に対応した、より安全で使いやすい施設整備が求められています。

また、海岸保全については、大川・栄町海岸の侵食対策工事がほぼ終了しましたが、余市港から浜中町までの余市港湾区域内の海岸については、継続的な維持管理が必要であり、適切な管理を図ります。

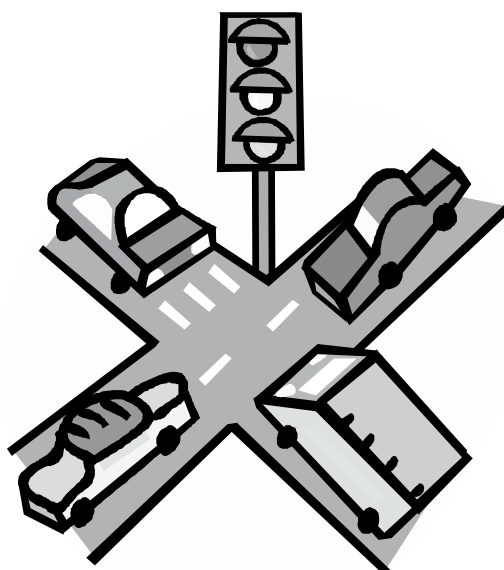
2. 基本目標

○余市港湾の維持保全に努めます。

3. 主要施策の体系

港湾・
海岸保全

- (1) 既存港湾施設の整備、補修
- (2) 海岸施設の維持保全、長寿命化



《公園・緑地》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町における都市公園は、平成19年度に「あゆ場公園パークゴルフ場」、「ふじ公園」がそれぞれ開設され、現在は運動公園や円山公園、睦公園など、合わせて53箇所となっています。

その総面積は、281,499.05㎡で、町民1人当たり13.36㎡となり、平成12年度末の8.48㎡と比較すると57.5%の増となっています。この内、「あゆ場公園パークゴルフ場」は、開設以来、毎年3万人以上の人々に利用され、町外からも多くの愛好者が訪れています。

これらの公園は憩いの場として、誰でもいつでも気軽に利用できる空間であることが基本であり、子どもから高齢者までの幅広い年代の町民が安心して利用できる必要があります。そのため、施設等の点検・更新や維持管理を一層充実することが求められています。

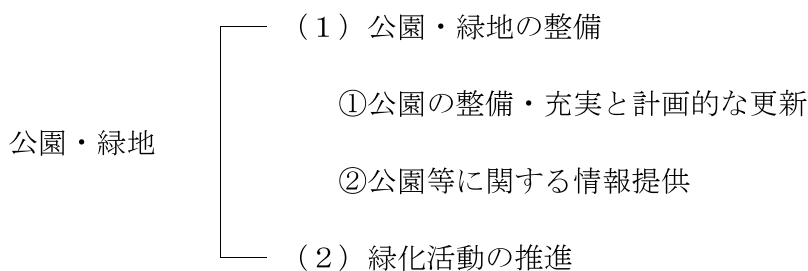
また、課題となっている町内の緑化の推進を図ります。

2. 基本目標

○子どもや高齢者が安心して利用できる、快適な公園空間となるよう公園・緑地の施設の維持管理や整備の充実に努めるとともに、利用の拡大を図ります。

○緑化推進を図るため、町内のフラワーマスターを中心として、ボランティアによる花と緑のまちづくりのための取り組みを推進します。

3. 主要施策の体系



《住宅》

1. これまでの取り組みと現状・課題

◇公営住宅

本町における公営住宅については、平成23年度管理戸数が569戸であり、これまで、地上デジタル放送対応事業や、トイレの水洗化事業等の居住性の向上や、火災警報器設置事業等安全性確保のための改善事業を計画的に進めてきました。

しかし、このうち築35年を経過した住宅が222戸（39%）を占め、住宅の老朽化が進み住環境も悪化している状態がみられます。

このため、建て替え事業も視野に入れた、住宅改善事業の促進が必要です。

◇民間住宅

これまでの住宅政策における住宅の「質」の向上は、主に住宅の広さを確保することにありましたが、人口が減少し、世帯規模も縮小する今後の社会においては、一定程度の広さを確保しながら、高齢者や障がい者等が快適で安心して暮らせる質の高い住宅づくりを促進する必要があります。

◇宅地

人口減少や高齢化が進行する本町にあって、今後の宅地は従来にも増して安心・安全、快適性等が求められ、生活基盤としての質の向上が必要となっています。そのため、宅地の立地条件や交通の利便性は勿論、医療や福祉、地域にある資源等を含めた総合的な住環境が求められます。

2. 基本目標

◇公営住宅

○良質な公営住宅ストックを確保するため、建て替え事業も視野に入れ、既存公営住宅の居住水準の向上を図るための改善事業を促進します。

◇民間住宅

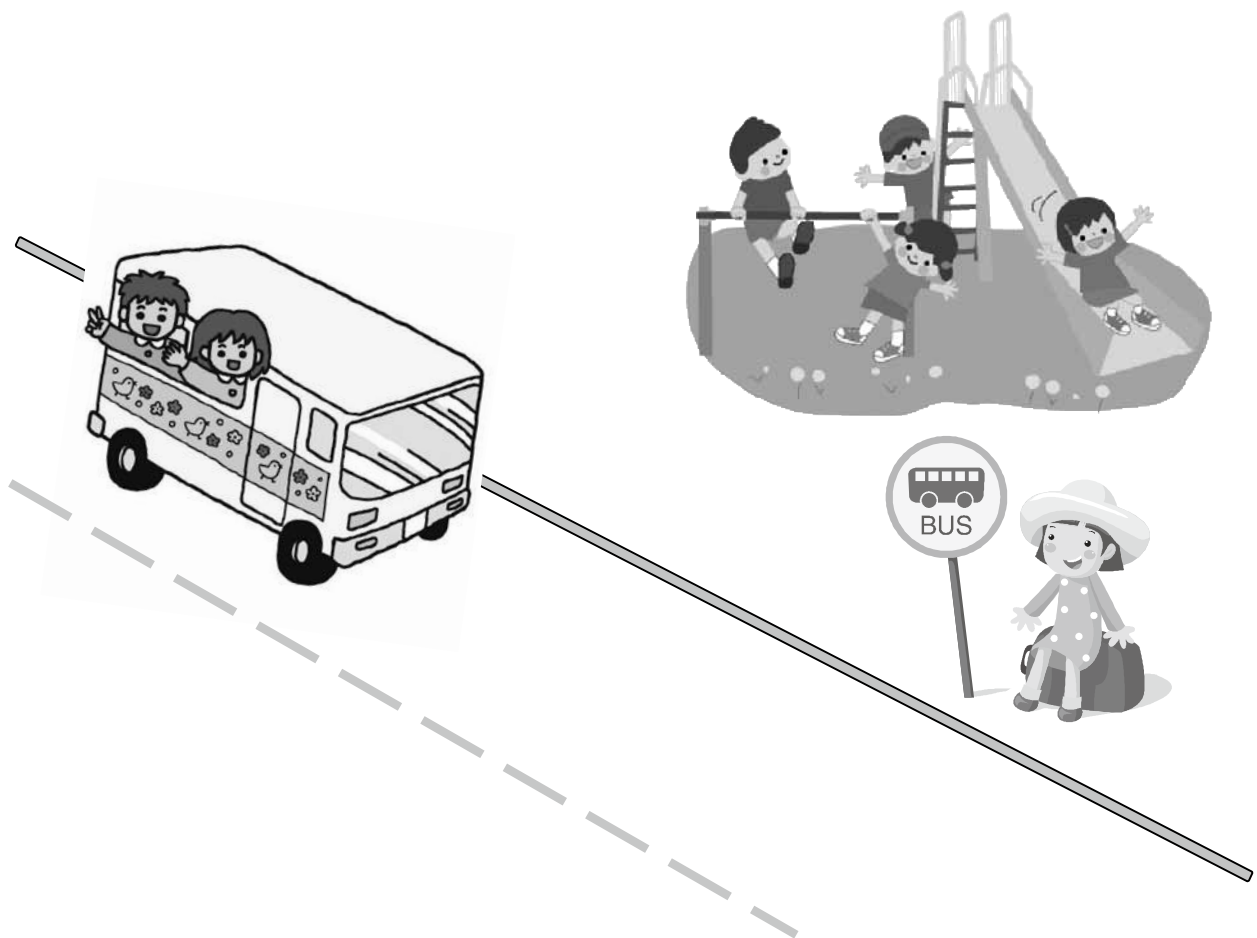
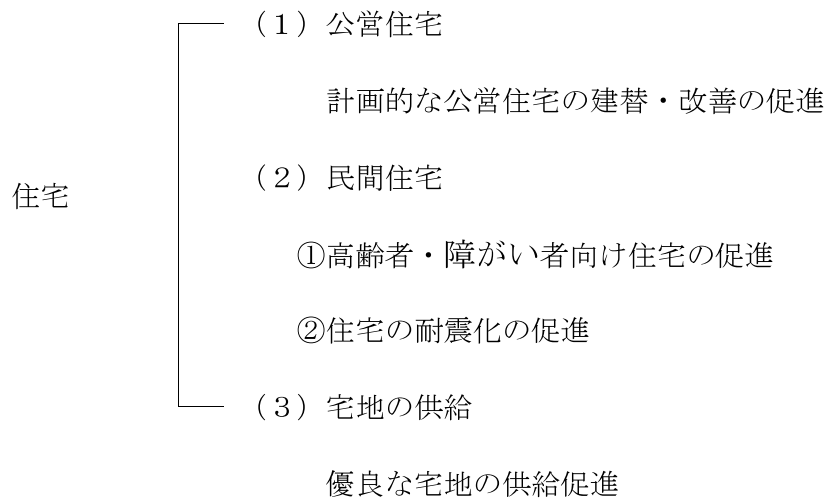
○在宅高齢者や障がい者が、住み慣れた住宅で安心して快適に暮らすことができるよう、機能の充実した住宅に対する意識の高揚と知識の普及に努めます。

○町民の安全な生活環境を確保するため、耐震化の情報提供など、住宅の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

◇宅地

○土地区画整理事業等への支援等を通じた宅地の供給促進に努めます。

2. 主要施策の体系



《会館・集会所》

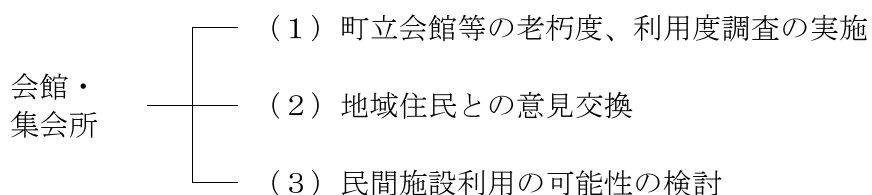
1. これまでの取り組みと現状・課題

町民の生活文化の向上と福祉の増進を図ることを目的に設置をしている、福祉センターをはじめとする町立会館や生活館については、今日までコミュニティ社会の形成のため、その役割を果たしてきましたが、一部を除き、老朽化が著しく、小破修理の維持管理のみでは機能維持に限界も生じている状況から、町民の需要に応じた統廃合を視野に入れ、総合的な見地から建て替えの検討を進めます。

2. 基本目標

- 各施設の利用状況と人口分布等を調査分析し、設置の必要性を検討します。
- 多様な施設形態のあり方を調査研究します。

3. 主要施策の体系



◎ 豊かな自然環境を保全するための施策

《上水道事業》

1. これまでの取り組みと現状・課題

水道は町民の日常生活を維持し、都市活動を支える基幹的な施設であり、清浄な水を常に安定して供給する使命をもっています。

本町の水道事業は昭和25年に上水道事業の創設認可を受け、昭和29年に給水開始から半世紀以上を経過しています。

この間本町では、上水道事業のほか豊浜地区、梅川地区ならびに東部地区に簡易水道事業を創設するとともに、7期にわたる拡張事業により給水区域の拡張や水道施設の整備を進めて参りました。こうした中、管理の一元化と経営の効率化を図ることを目的に、平成22年度より簡易水道事業を上水道事業に取り込み、一つの上水道事業として経営・管理運営し、現在は第8期拡張事業として水道事業を運営しています。

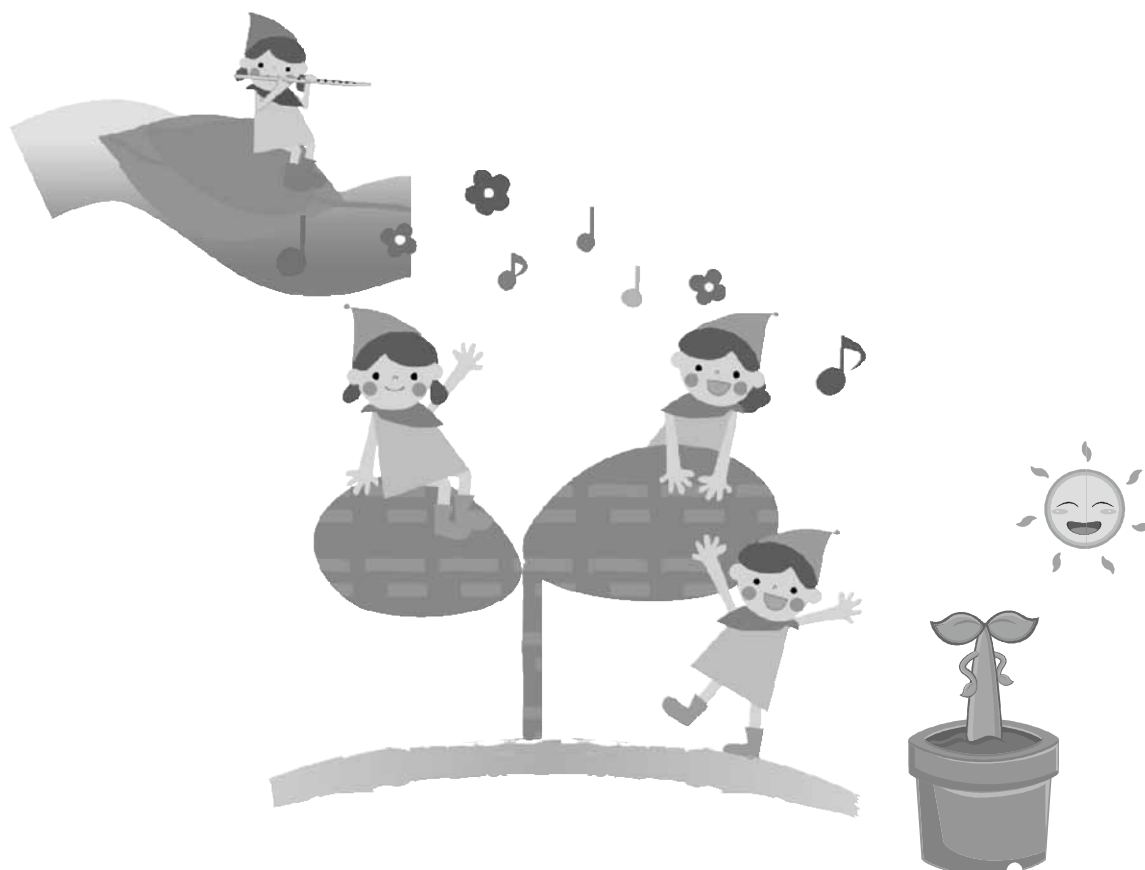
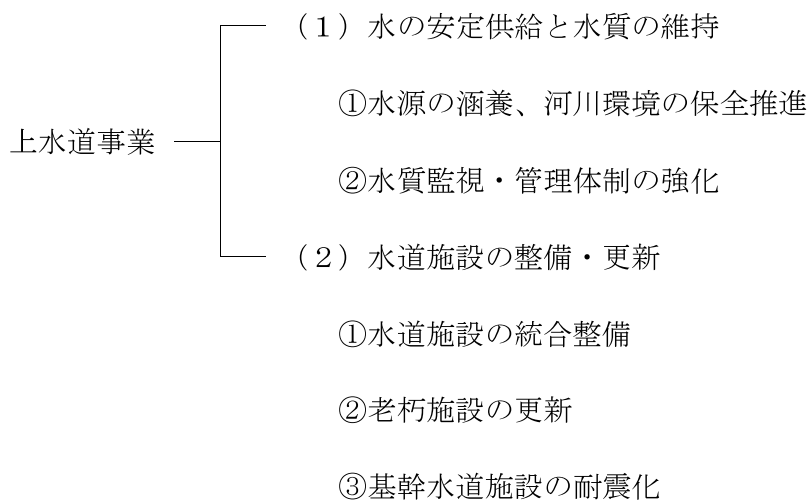
本町の水道普及率は、平成22年度末で97.5%となっており、これまでの水道施設の整備等により、大部分の町民が安全で安定的に水道を利用できるまでになっていますが、整備された水道施設は今後も老朽化による更新時期を迎えるとともに、さらには人口減少が進む中で、本町の水道を取り巻く環境は大きく変化しています。

このようなことから、本町では水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、目指すべき将来像を描くことを目的に「余市町水道ビジョン」を策定し、「ビジョン」の基本理念として掲げる「安全・安心」、「安定」、「持続」という目標実現のための方策を今後とも計画的に推進して参ります。

2. 基本目標

- 多様化・高度化する町民ニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくことに努めます。
- 将来にわたって安全でおいしい水道水を安定的に供給するための水源の保全と水質の維持に努めます。

3. 主要施策の体系



《下水道事業》

1. これまでの取り組みと現状・課題

下水道は、町民に快適で衛生的な生活を確保し、河川・海域等公共用水域の水質汚濁防止のために重要な施設です。

本町の公共下水道は、昭和54年3月余市都市計画下水道事業（余市公共下水道）として基本計画を策定し、昭和55年11月に事業認可を取得し、汚水管渠の整備に着手しています。

また、平成元年に下水処理場、黒川第1中継ポンプ場の供用開始を行いその後、山田中継ポンプ場、浜中中継ポンプ場、沢町中継ポンプ場の外7箇所の中継ポンプ所を整備し、順次供用開始しています。

こうした中、近年の少子高齢化や人口減少、節水型社会への移行等の社会的要因が変化していることから、平成22年度に下水道の全体計画見直しを行いました。

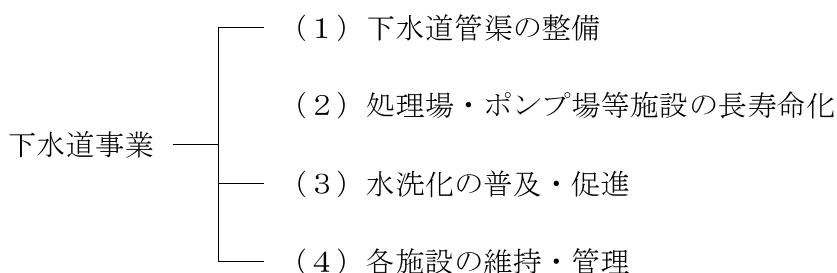
全体計画区域は、住民要望が高く費用対効果も高い区域を参入し、既存住宅のない区域を除外して769haから743haに縮小し、整備目標として平成33年度までの整備計画を策定しました。さらに計画人口を28,200人から17,500人に変更しました。

このような状況の変化や町民のニーズに対応するため、下水道の現状と将来の見通しを分析・評価し効率的な整備と管理、安定的な経営を図るための余市町下水道中期ビジョンを策定して、実現に向け計画的に推進して参ります。

2. 基本目標

- 快適で衛生的な生活を営むための下水道未普及地域解消と水洗化の普及・推進に努めます。
- 健全な水・資源環境を創出するよう努めます。

3. 主要施策の体系



《環境保全》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、豊かな自然環境保全のために、騒音・振動・水質汚染・悪臭・大気汚染等定期的な測定や、公害防止に対する監視を行うとともに、地球温暖化防止対策が重要な課題となっていることから、地球にやさしい循環型社会形成を推進するため、平成18年11月からごみ有料化による一層のごみの減量化・資源化の取り組みを行い、その結果として平成19年度では、それまでの一般ごみの量が大幅に減少しています。

また、安定した廃棄物処理を確保するため、小樽市に北後志6市町村による広域ごみ焼却施設の整備や、余市町一般廃棄物最終処分場の拡張整備を行ってきました。

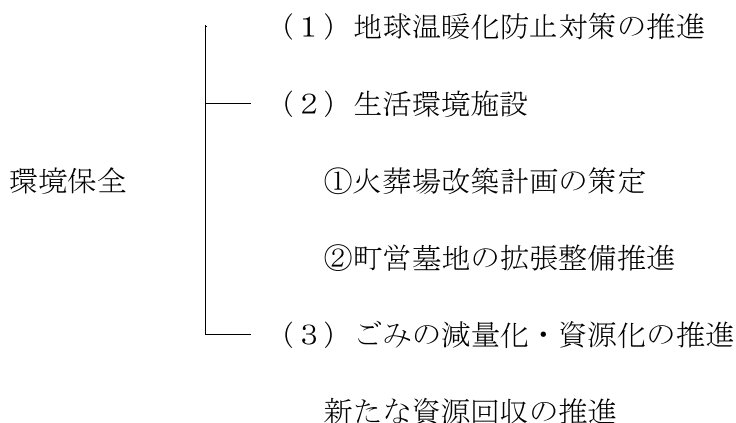
今後は、その運営管理を含め、ごみや資源物収集等の効率化や新たな資源回収システムの構築に努めて参ります。

生活環境施設については、町営斎場や町営墓地等の既存施設の適切な管理運営を図りながら利便性向上に努めて参りましたので、今後はこれら施設の更新等も含めて適切な管理運営に努めます。

2. 基本目標

- 地球温暖化防止対策のための計画を策定し、温室効果ガス排出削減の目標に向けた取り組みを推進します。
- ごみの減量化・資源化を推進するために新たな資源回収に向けた取り組みを進めます。
- 老朽化した火葬場の更新に向けた計画や町営墓地の拡張整備など、生活環境施設の整備に努めます。

2. 主要施策の体系



《景観・市街地形成》

1. これまでの取り組みと現状・課題

まちづくりに関する意識の高揚とともに、景観に対する意識や関心も高まりをみせる中、区会やボランティア団体により市街地の都市計画街路や公園の植樹柵を利用した植栽活動や清掃など、美観維持のための活動が毎年継続して実施されています。

とりわけ平成12年に発足した民間ボランティア団体である「リタロードを守る会」では、リタロード沿線の区会、学校、経済団体等と連携し、活発な活動が行われています。

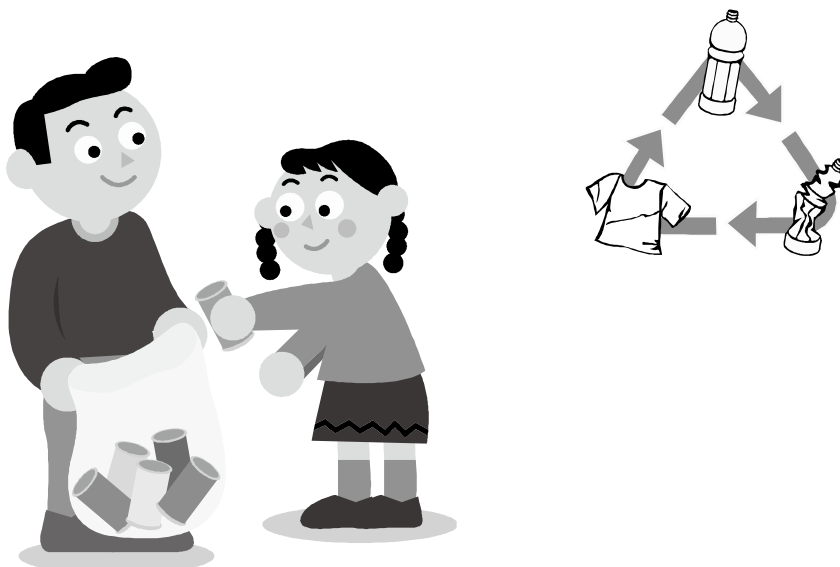
また、歴史的な文化財や建物、自然景観は本町の大切なまちづくりのための資源であり、今後、こうした景観や市街地形成に向けた、町民と行政の協働による全体的な取り組みを推進することが必要となります。

2. 基本目標

- 町民と行政の協働による景観整備に努めます。
- 本町の文化財施設や自然景観に配慮した景観形成に努めます。

3. 主要施策の体系

景観・市街地形成 —— 協働による活動展開の推進



《克雪・親雪》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、昭和60年に制定された「雪を克服し、明るく住みよい健康で文化的な冬を快適に過ごす街を築くこと」を目的とした、『余市町冬を快適に過ごす条例』に基づき、除排雪体制の充実に努めています。

特に、幹線生活道路については、これまで一部地域が担っていた歩道除雪や除雪路線に指定されていない道路について、高齢化の進展とともに、可能な限り歩道除雪および除雪路線の指定や排雪作業の充実に努めてきました。

また、除雪委託業務については、最低保障制度の導入や除雪機械貸付台数の充実等を図り、除雪体制の維持に努めていますが、安定した体制整備と効率化を図るためには、町所有機械の更新とあわせ、さらなる保有機械の充実に努める必要があります。

冬期間の安全で快適な道路交通の確保については、積雪寒冷地である本町にとって重要な課題であることから、主要幹線町道の除排雪に伴う残雪や個人の道路への投雪による道路幅の減少など、今後においても秩序ある効率的な雪処理を行う体制づくりが必要です。

2. 基本目標

○地域の方々の理解と協力をいただきながら、「余市町冬を快適に過ごす条例」の趣旨に沿った効果的な除排雪に努めます。また、高齢化の進展に対応した、安全な道路環境の確保を図るため、除排雪体制の充実に努めるとともに、流融雪溝につきましては、関係機関・団体との連携により万全な維持管理に努めます。

3. 主要施策の体系

克雪・親雪

克雪対策の推進



◎災害に備えたまちづくりを進めるための施策

《地域防災》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、「余市町地域防災計画」に基づき、防災体制の整備や災害発生時の対応を行ってきました。また、「防災マップ」を作成し、町内各世帯に配布を行うとともに、「災害図上訓練」や「防災講演会」等の実施により、町民の防災意識の高揚に努めてきました。

一方、近年本町においては、平成16年9月に発生した台風第18号の暴風や、平成17年12月から平成18年3月にかけての豪雪、平成22年7月、8月の記録的豪雨、平成23年9月の台風第12号による豪雨などにより大きな被害が発生しています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では多くの尊い人命が奪われ、さらに、原子力発電所の事故により、放射線漏れによる事故の深刻さが明らかになりました。

今後においては、こうした一連の事態を受け、従来の地域防災計画や原子力防災計画の大幅な見直しが必要となっており、本町においても「町民の安心・安全を守る」という立場に立って、国や道、近隣自治体と協調しながら、地域防災計画や防災マップの見直しと災害時における避難計画の策定を進めます。

2. 基本目標

- 東日本大震災や原子力発電所の事故を教訓とした、地域防災計画の適切な見直しによる、災害に強いまちづくりに取り組みます。
- 各種災害訓練、防災講演会等の実施や防災マップの普及により、町民の防災意識の高揚に努めます。
- 町民と行政の協働により、災害から身を守る体制づくりを推進します。

3. 主要施策の体系

- 地域防災
- (1) 地域防災計画の見直しと原子力防災への対応
 - (2) 防災情報の提供と防災意識の高揚
 - (3) 町民と行政との協働による防災体制の整備



第2節 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

◎ 産業振興のための施策

《農林業》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町農業は、全国的な農業の低迷と同様に農家数・農家人口・耕地面積ともに減少しており、農業者の高齢化、後継者不足という問題を抱えています。

こうした中、果樹及び施設野菜の栽培が主力となる本町農業にあつては、高品質な農産物の安定生産と安定供給が望まれており、この間、本町としても桜桃の施設化を中心とした農業経営の合理化を促進するための事業展開や、農業者の高齢化と担い手対策として、余市町新規就農活動支援センターを中心に新たに農業を志す希望者に対し積極的な支援を行ってきました。

しかし、今後はこれらに加え、ますます多様化する消費者ニーズに対応するため、安全・安心を中心とした農業施策の展開とそのPRを町の内外に発信していく必要があります。

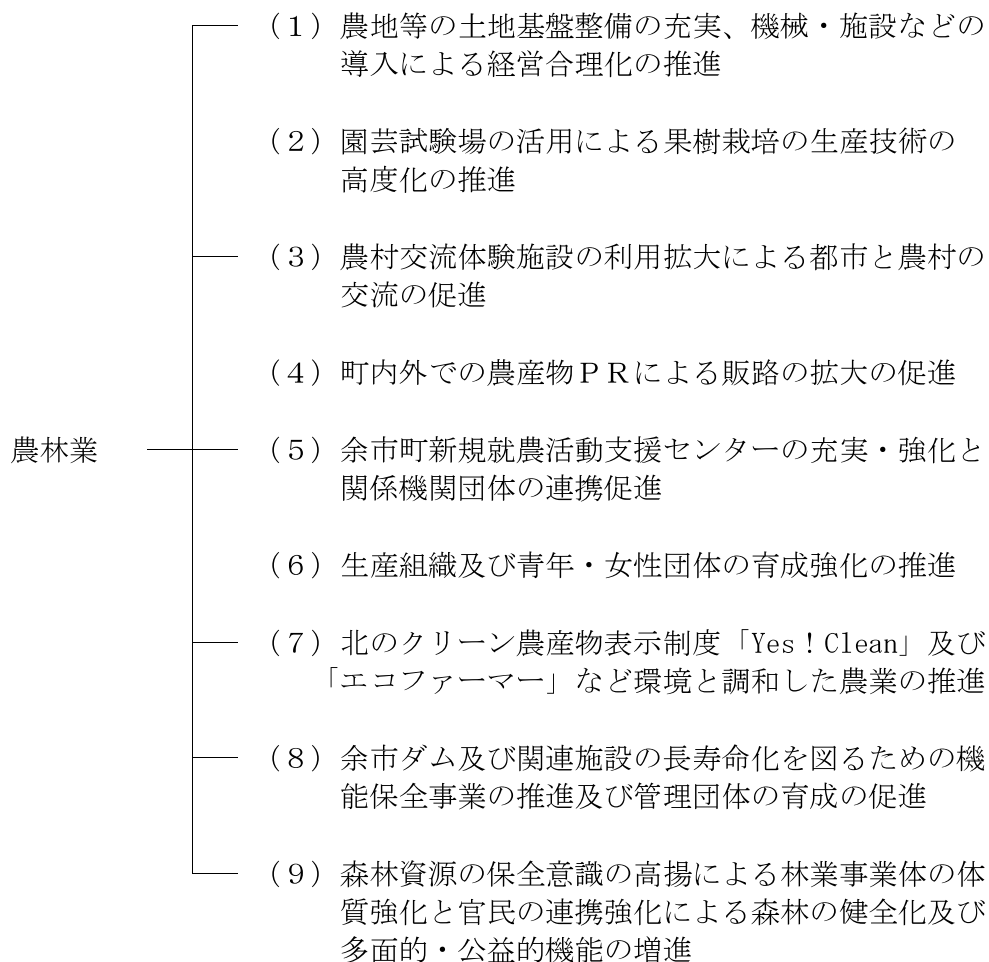
また、余市ダム及び水利施設等である国営及び道営造成施設については、経年劣化による損傷が見られることから、国の機能保全事業の実施及び土地改良区における計画的改修事業を実施する必要があります。

林業については、造林事業者の厳しい経営環境により計画的な森林の伐採及び植栽が遅れている現状から、経営資源として長期的視点での森林整備計画に沿った森林の健全化と多面的・公益的機能の増進を図る必要があります。

2. 基本目標

- 経営基盤の強化と生産技術の高度化、販路の拡大に努めます。
- 農業の担い手育成と確保に努めます。
- 環境と調和した農業の推進に努めます。
- 基盤施設の長寿命化計画の推進に努めます。
- 経営資源としての森林整備と多面的・公益的機能の増進に努めます。

3. 主要施策の体系



《漁業・水産加工業》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町の漁業は、大半が小型船による沿岸漁業で小規模な経営が多く、また、近年は漁業資源の減少や魚価の低迷・経費の増大等により漁家所得が伸び悩んでいる現状に加え、漁業者の高齢化・後継者不足など、大変厳しい経営環境にあります。

このため、これまで浅海増殖事業、アユ種苗移植事業を中心とした「つくり育てる漁業」を推進してきましたが、今後の本格的な沿岸漁業の推進に向けては、藻場及び魚礁の設置による漁場の造成及び資源管理が必要となることから、現在、漁業関係機関・研究機関等で構成する余市地区磯焼け対策検討協議会を設立し、具体的な磯焼け対策の早期実施に向けた調査・研究や試験事業を実施しています。

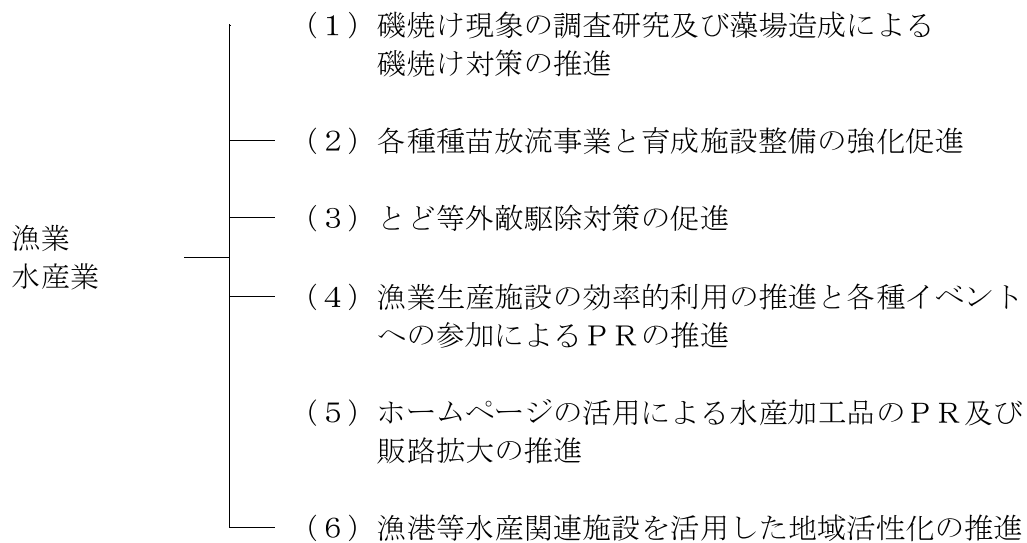
また、現在は漁業協同組合においても非常に厳しい経営環境にあることから、市場収入以外にも活路を見出すため加工品等の販路拡大や製品開発に努めていますが、平成23年度に完成した加工・冷蔵施設の一層の有効利用を図る必要があります。

さらに、水産加工業は、本町産業において主要な位置を占めており、数の子を中心とした塩蔵品・調味漬物製品を製造しています。今後はますます多様化する消費者ニーズに対応した新製品の研究開発と水産加工製品のPRと販路拡大に努める必要があります。

2. 基本目標

- つくり育てる漁業の継続・強化に努めます。
- 本格的な磯焼け対策の実施に取り組みます。
- 水産物及び水産加工品の流通対策と販路の拡大・PRの推進に努めます。
- 水産関係施設の活用による地域づくりの推進に努めます。

3. 主要施策の体系



《 6 次産業化の推進 》

1. これまでの取り組みと現状・課題

余市町の歴史は、まさしく本町第一次産業の発展の歴史でもあり、今後の経済活動の発展基盤として決して欠くことのできない最も主要な産業です。

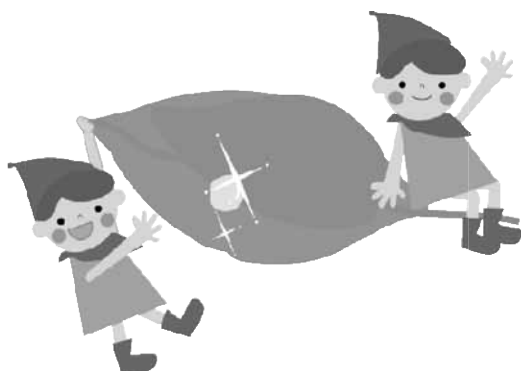
しかし、近年は農水産物も消費者の生活文化のスタイルや流通のグローバル化に伴う嗜好の変化等により、食品に対するニーズも生鮮物からより工夫された付加価値の高い加工物へと大きく変化しています。

こうした背景を受け、これまで本町においても第一次産業から生産された素晴らしい素材を利用して、さまざまな優れた農水産加工品が研究され商品化されてきましたが、その活動や成果は限られた業界や利用範囲にとどまり、産業全体的には他市町村と比較しても、本町の素晴らしい素材をまだまだ十分に活かしきれていない現状にあります。

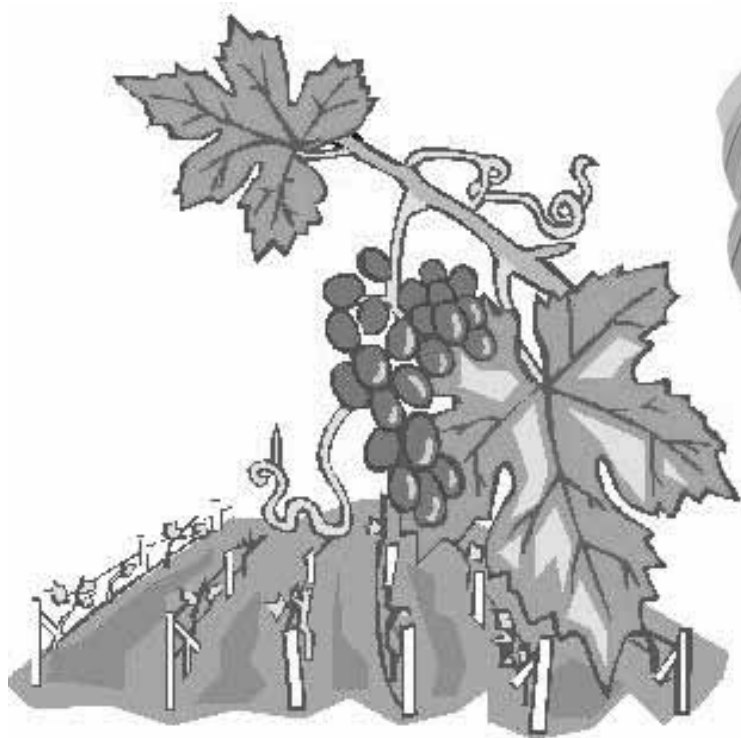
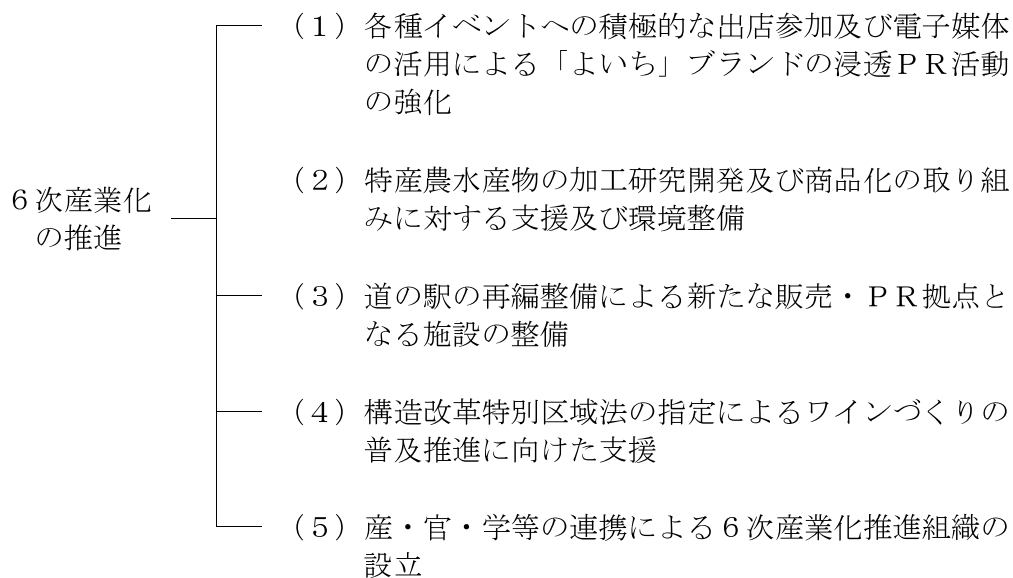
このため、あらためて「よいち」という地域ブランドを確立させるための宣伝活動の取り組みや、もともと高品質を誇る新鮮な農水産物に、より一層の高付加価値を持たせる工夫や商品の研究開発を進める必要があり、生産者と関連事業者、さらには、官・学も一体となった「6次産業化」の推進を図ることが今後の重要な課題となっています。

2. 基本目標

- 「よいち」地域ブランドの再確立を目指します。
- 特産農水産物の加工研究開発及び商品化の推進に努めます。
- 町内宣伝販売及び流通拠点の整備に努めます。
- 構造改革特別区域法の指定による新産業の創出に努めます。
- 6次産業化推進母体の確立に努めます。



3. 主要施策の体系



《商工業》

1. これまでの取り組みと現状・課題

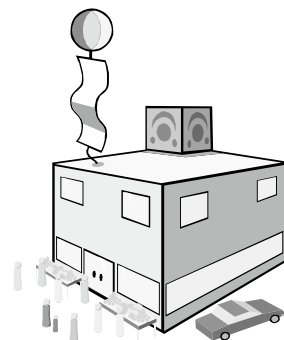
消費者ニーズの多様化・情報化の進展・車中心の生活環境など、商業を取り巻く環境は年々大きく変化しています。特に地域住民の日常生活と深い関わりを持ち「地域の店」として発展してきた中心商店街は、人口減少による購買力の低下、大型店の出店による商業地域の変化、更には経営者の高齢化や後継者難等により空き店舗の急増が目立ち、現状として中心部の空洞化が進んでいます。

このため、あらためて中心部への集客を目指し活気を取り戻すためには、より工夫された独自性のある対策を策定し、現在の危機的状況乗り越えて行く必要があります。

また、本町工業部門の大半を占める水産加工業を取り巻く環境は、市場の成熟化やニーズの多様化、食品の安全性に対する消費者の関心の高まりにより大きく変化し、厳しい状況が続いております。

このような背景を受け、本町における商業・工業は、平成19年の商業統計では事業所数が284箇所（卸小売を含む。）、従業員数は1,861人、年間商品販売額347億47百万円となっており、年々減少傾向にあります。

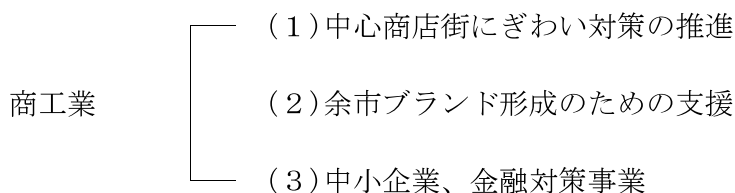
本町としても、この間、余市商工会議所との連携のもとに、商店街の活性化対策や空き店舗活用対策事業等のほか、制度の充実化を図るための中小企業振興条例の改正等を行い、中小企業者に対する対策を講じてきましたが、今後は、これまで以上に商工業者との連携強化を深め、本町産業の活性化に向けた各種対策を推進して参ります。



2. 基本目標

- 地域コミュニティの中核的役割を担う中心商店街の活性化に努めます。
- 本町特産品を原材料とした魅力ある商品開発の支援に努めます。
- 観光事業と連動した商工業活性化の取り組み強化に努めます。

3. 主要施策の体系



《観光振興》

1. これまでの取り組みと現状・課題

北海道の観光産業が第一次産業に匹敵する重要な産業であることを踏まえ、後志管内が道内でも有数の観光地であるという地の利を活かし、後志観光連盟・北後志観光連絡協議会など市町村の境界を越えた広域的な連携のもと、観光振興の推進を図っていくことが重要となっています。

これまで本町においては、観光客の多様なニーズに対応するため、地域の特性を活かした観光資源の開発や効果的な宣伝誘致活動を図ってきましたが、今後はさらに地域ぐるみの受け入れ体制の充実に努め、町民が地域に誇りを持ち、豊かな文化や生活風土、自然、景観を守りながら生活できる観光地づくりを目指すとともに、長年の課題である日帰り観光客の滞在化の定着に向けた観光資源の改善や開発により、観光客の多様なニーズに応えていく必要があります。

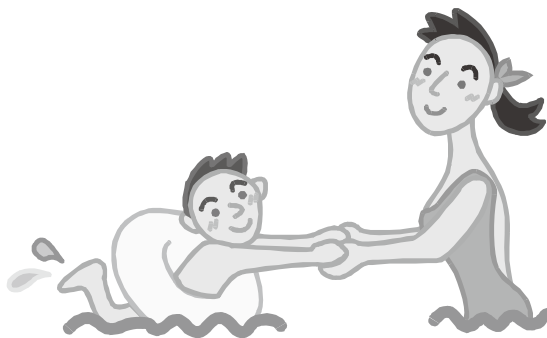
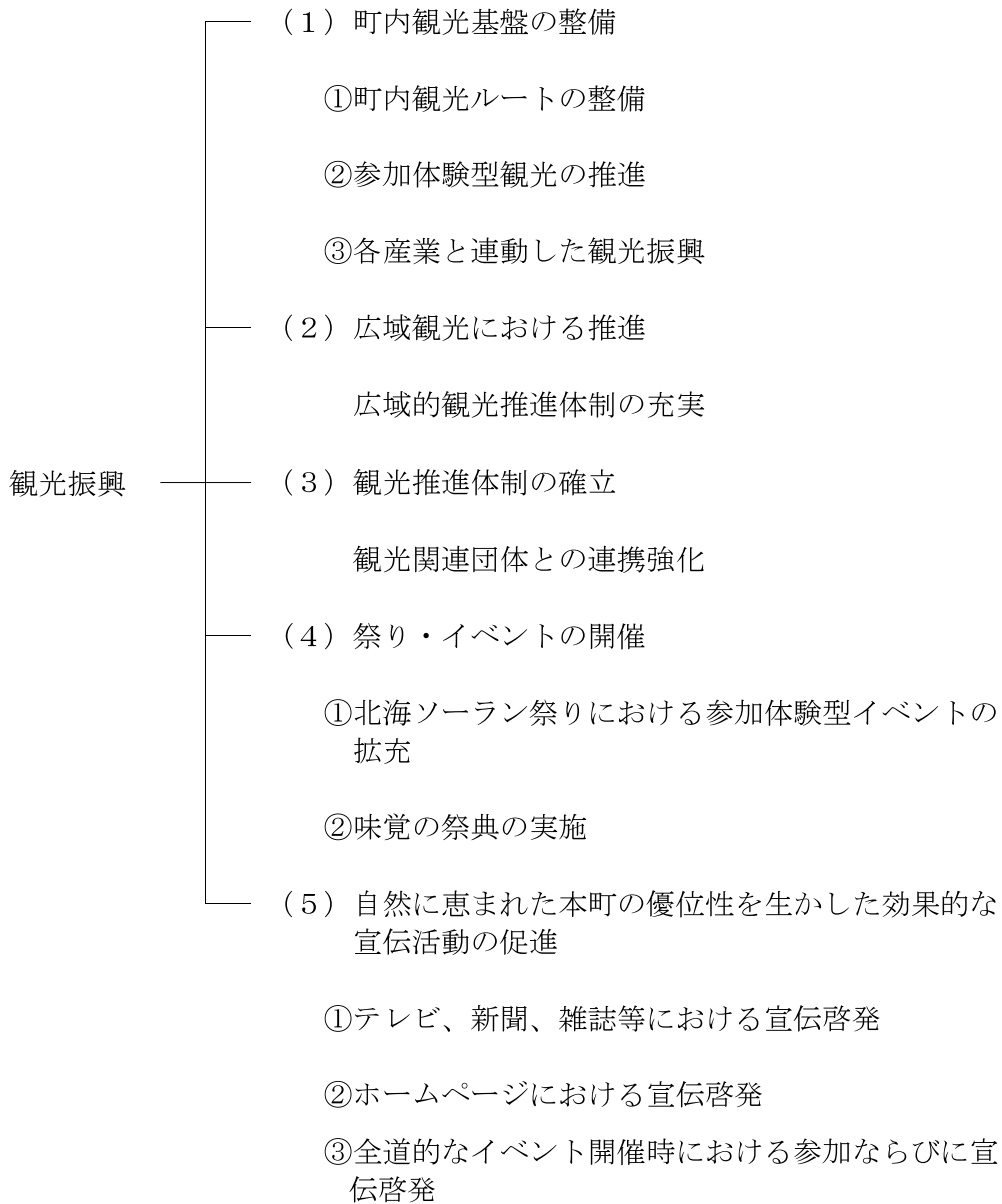
このため、今後は道の駅の再編整備を進め、道の駅を拠点として、観光協会や観光物産センターと連携しながら、ニッカウキスキーや各観光農園など、魅力ある観光施設を効果的に活用した参加体験型観光の推進を図り、本町の魅力ある自然とのふれあいを通じた体験の場を積極的に提供し、点から線へと広げた観光ルートを設定するなど、新たな視点からの魅力ある観光基盤整備を進めて参ります。

2. 基本目標

- 滞在型観光の定着化に向けた観光コースの開発に努めます。
- 近年の観光ニーズに対応した参加体験型観光の推進に努めます。
- 北後志観光連絡協議会・後志観光連盟との連携強化のもと、広域的な観光を推進します。
- 余市観光協会との緊密な連携を図り、観光推進体制の確立に努めます。
- 地域の個性を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。
- インターネットによる観光情報の発信、活用に努めます。



3. 主要施策の体系



《雇用・労働》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、依然低迷する経済、めまぐるしく変化する産業構造、さらには少子高齢化が進む状況の中、町内における雇用確保、労働者の福利厚生の実現に向け取り組んで参りましたが、雇用環境は依然厳しい状況が続いています。

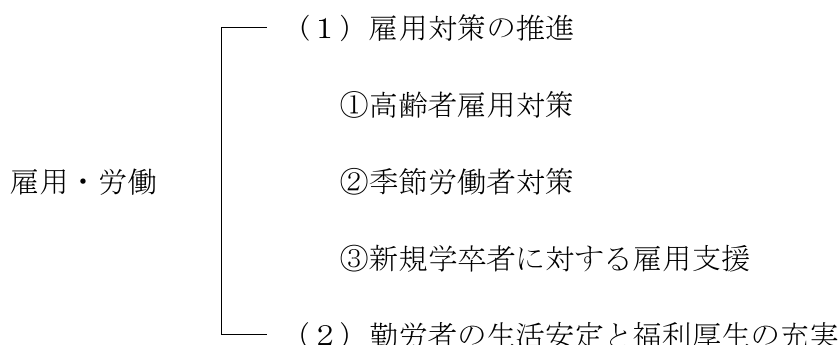
新規学卒者の雇用情勢においても、地元での就職を希望する割合が増加傾向にある反面、現実には地元を離れて求職せざるを得ない状況下であり、あらためて町内雇用確保への取り組みや支援が必要になっています。

また、急速な高齢化により就業意欲のある高齢者の豊かな経験・知識を活かせる多面的な雇用の場であるシルバー人材センターの活用とあわせ、雇用促進に向けた受け入れ体制の整備が必要となっています。これらの状況から、今後においても引続き労働者の安定した雇用環境を早急に改善していく必要があり、従来までの新規学卒者就職支援の継続や、インターンシップ受け入れによる職場体験、季節労働者及び労働者等に対する雇用確保対策として、冬期就労の場を確保するための企業・事業者に対する通年雇用化の要請及び雇用促進に対する支援を行うとともに、労働者の生活安定と福利厚生についても引き続き支援して参ります。

2. 基本目標

- 既存企業の育成に努めるとともに、関係機関と連携し事業創設および拡大による雇用創出を目指す事業者への支援を行い、雇用の場の拡大・確保を図ります。
- 冬期間における就労の場の確保に努めるとともに、季節労働者の通年雇用化に向けた支援を行います。
- 高齢者の就業機会の拡大を図ります。
- 勤労者福祉資金貸付制度の実施と周知に努め、勤労者の生活安定を図ります。

3. 主要施策の体系



◎教育・文化・スポーツの振興を図るための施策

《学校教育》

1. これまでの取り組みと現状・課題

近年、経済・社会構造の変化や少子・高齢化、情報の進展など教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、時代の潮流や教育における今日的な課題等を的確に把握し、教育施策を着実に推進するため、学校教育では学ぶ楽しさを実感させ、主体的に学び続ける意欲や態度を育成し、変化の激しい社会で自立して生きていくことができるよう「生きる力」を育むことを基本理念に、各種施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

こうした中、国においては教育基本法が昭和22年（戦後）制定から約60年ぶりに平成18年に改正されたのに続き、翌年には関連の教育3法（学校教育法・地方教育行政法・教員免許法）が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。

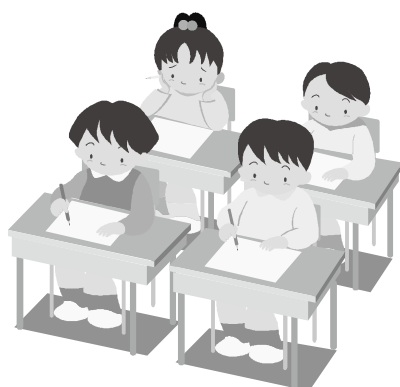
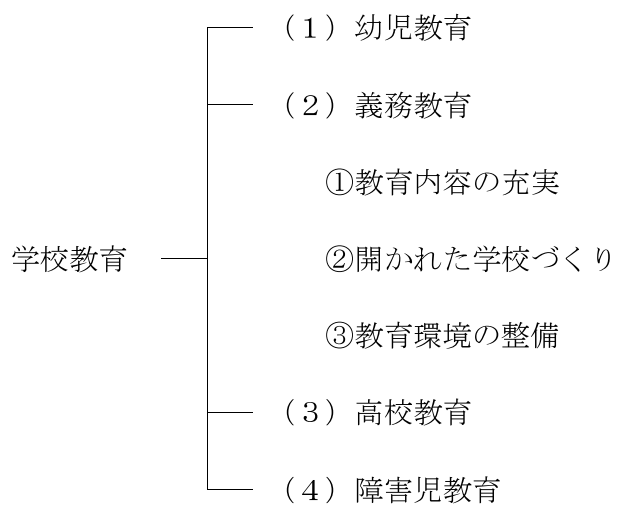
学校教育では、本町の将来を担う子どもたちに、社会で生きる実践的な力や、豊かな心と健やかな体をバランスよく育むために、今後も常に経済・社会情勢の大きな変化や国における教育改革の動向などを踏まえ、各種計画の推進に当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について点検、評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させながら、経済・社会情勢の変化等に対応した実効性のある計画の推進に努めて参ります。また、本町には、平成22年4月に道立余市高等学校、仁木商業高等学校、古平高等学校が統合されて開校した余市紅志高等学校が、道内でも数少ない単位制総合学科を取り入れた魅力ある高等学校として設置されており、私立北星学園余市高等学校では全国各地からの転・編入希望者を受け入れるなど、それぞれ特色ある教育課程を展開し、小樽市の道立、私立高等学校を含め、各市町村から相互に通学しており、それぞれ特色ある教育課程を展開しています。

今後においても、道立高等学校の適正配置や私立高等学校への私学助成の取り組みを推進するなど、時代や地域のニーズに対応した学校づくりのための支援に努めて参ります。

2. 基本目標

- 自ら学び創り出す喜びを大切にする学習活動を推進します。
- 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導を推進します。
- 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備を推進します。

3. 主要施策の体系



《社会教育・サークル活動》

◇社会教育

1. これまでの取り組みと現状・課題

社会教育では、教育基本法第12条及び社会教育法第2条に基づき、青少年及び成人に対し社会教育関係団体との連携を図りながら教育活動を実施してきました。

女性学級や寿大学を実施し、女性教育と高齢者教育に取り組みました。また、少年教育においては、野鳥観測会や親子うどん及びそば作り体験事業を実施してきました。

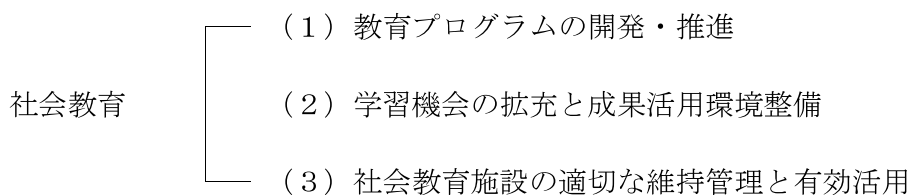
成人教育では、公民館文化教室などの各種事業において、参加者の強い教育意欲を垣間見ることができ、より魅力ある事業の推進が望まれている状況です。しかしながら、青年教育については、町内在住の青年層の減少により組織化が実現せず、今後の課題となっています。

また、社会教育施設の適切な管理運営に努めるとともに、学校教育施設の開放促進にも努めます。

2. 基本目標

- 社会教育事業の各世代に合った教育プログラムの開発・推進に努めます。
- 学習機会の拡充と学習成果を身近な分野において活用できる環境を整備します。
- 社会教育施設の適切な維持管理と有効活用に努めます。

3. 主要施策の体系



◇生涯学習

1. これまでの取り組みと現状・課題

近年、少子化、情報化等の経済・社会の変化による人間関係の希薄化や地域社会自体の構造の変化など、地域の教育力の低下の背景となる状況が指摘されている中で、本町においては、町民の学習要望に応えた各種の教室や講座を実施し、その学んだ成果が地域社会に活かされる生涯学習の推進に努めてきました。

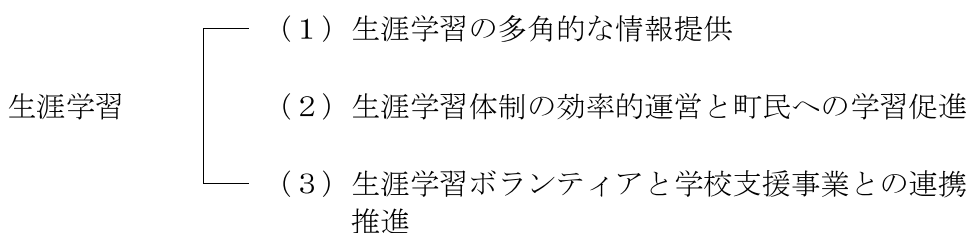
しかしながら、全世代を網羅した事業が展開できず、特に青年層に向けた事業の推進が必要です。

今後においては、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、家庭教育支援事業を通して、地域の活性化の取り組みを推進します。

2. 基本目標

- 生涯学習だよりや町ホームページを利用した各種事業の周知や、図書館独自のホームページの運営を継続活用し、充実に努めます。
- 町内の人材を活用し、町民に積極的な学習を推進します。
- 生涯学習ボランティアとともに学社融合を推進し、学校支援事業を通し地域の活性化に努めます。

3. 主要施策の体系



◇家庭教育

1. これまでの取り組みと現状・課題

少子高齢化や核家族化等の進展に加え、都市化に伴う地縁的なつながりの希薄化などを背景に、家庭の教育力の低下が指摘されており、このことを踏まえ、家庭教育の充実に向けて「親のための学習機会の充実」「啓発活動と相談体制の充実」「親子のふれあいを深める体験活動の推進」に努めてきました。

家庭は、教育の出発点であり、子どもの教育に第一義的な責任を有するものです。しかしながら、家庭内の人間関係の希薄化による家庭の機能不全や価値観の多様化に伴い各種活動への参加も減少傾向にあります。

こうしたことから、幼児期から生涯各期ごとに応じた学習情報の提供や相談体制を充実するとともに、各期の連続性を保ちながら、社会全体で子育てを支えていく意識の醸成を図るなど、家庭教育への一層の支援を推進します。

2. 基本目標

- 「望ましい家庭づくりを目指す」基本理念の啓発に努めます。
- 家庭、地域、関係機関が結びついた子育て意識の醸成に努めます。
- 親子が楽しさを共有できる活動の拡充に努めます。

3. 主要施策の体系

家庭教育

- (1) 啓発活動と支援体制の充実
- (2) 学習機会の拡充
- (3) 親子ふれあい体験活動の推進

◇芸術・文化

1. これまでの取り組みと現状・課題

町民が潤いと充実した生活を実現するためには、芸術・文化活動は欠かせないものです。

そのために、公募美術展や余市町文化祭を通して、創作する喜びと日頃の成果を発表する喜びを実感するとともに、優れた芸術文化作品を鑑賞することのできる機会を提供するよう努めてきました。

事業実施の中で、新しい活動グループが形成され、「たのしいマジック教室」においては、福祉施設等から求められて公演を行っています。

一方では、従来のサークルや団体においては、高齢化のために会員が減少し、休会となる団体が出てきています。

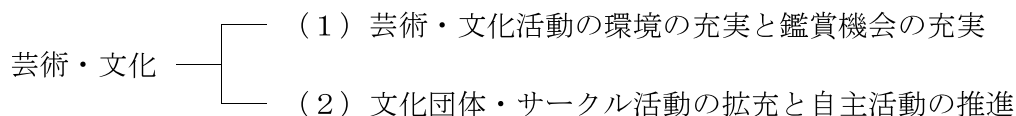
今後、新しい学習メニューの開発により、若い年齢層も参加しやすい事業の実施を図って参ります。

2. 基本目標

○創作活動の高揚と発表の環境の充実を図り、すぐれた芸術・文化鑑賞機会の拡充に努めます。

○文化団体・サークル活動の拡充との自主活動の推進に努めます。

3. 主要施策の体系



◇読書推進活動

1. これまでの取り組みと現状・課題

図書館では、資料の閲覧・貸し出し、調べものの調査などのサービスを行いながら、町民の読書推進に努めてきました。また、身近な生涯学習施設として町民に親しまれ活用されるよう、ボランティアの協力を得ながら、さまざまな行事や催し物を行って参りました。

平成22年度に配置された「動く図書館車」を活用しながら、各小・中学校のニーズに合わせた資料を配本し、子どもたちに対する読書活動を支援してきました。

また、図書館から遠隔の地域につきましても、「動く図書館車」での巡回サービスを行うとともに、ホームページを開設するなど積極的な情報提供を続けています。

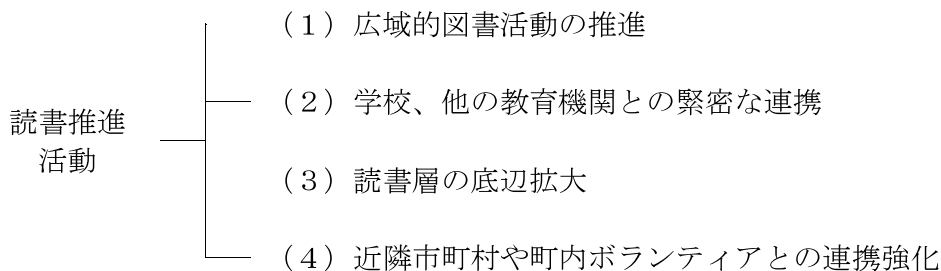
平成23年度からは、利用者の利便性を図るため、開館時間の1時間延長を試行しています。

しかし、近年の少子化現象に伴い、子どもたちの利用の減少や高齢化に伴い来館できない人々に対する取り組みなどについて今後の課題としながら、より親しまれる図書館活動を行っていきます。

2. 基本目標

- 町民のニーズに即した資料提供と読書普及活動の充実に努めます。
- 町内の各学校（幼稚園・保育園、小・中・高等学校）等との連携を深めながら読書活動の推進に努めます。
- 図書館車の機動性を生かしながら広域的読書活動の普及に努めます。
- 町民のライフスタイルを考慮しながら、開館時間、休館日等、利用者の利便性の向上に努めます。

3. 主要施策の体系



《スポーツ活動》

1. これまでの取り組みと現状・課題

町民が生涯にわたりスポーツに親しむとともに、心身ともに健康であり続けるために、スポーツ・レクリエーション活動を推進することが求められています。

余市体育連盟や余市町スポーツ少年団等の関係機関と連携しながら、町民に各種スポーツやレクリエーションの提供に努めてきました。

生涯健康スポーツ教室において、フロアカーリングやトレッキング等の新しい教室を実施するとともに、サークルや関係団体の協力を得た活動を実施してきました。

温水プールや総合体育館では指定管理者制度を導入したことにより、民間の発想による運営が行われ、新しいメニューで事業が展開されています。

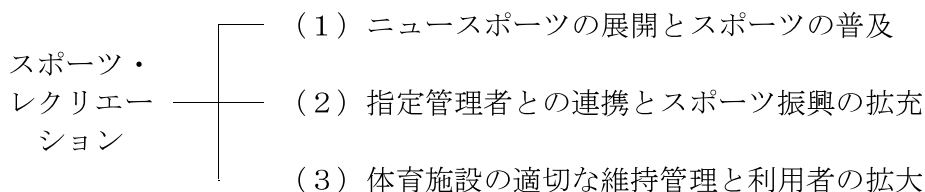
今後も、味覚マラソン大会や各種スポーツイベントの振興発展に、関係機関・団体や指定管理者とも連携を図りながら、スポーツの普及と発展に努めます。

また、体育施設の適切な維持管理に努めるとともに、幅広く利用者の拡大に努めます。

2. 基本目標

- ニュースポーツを取り入れながら、スポーツの普及に努めます。
- 指定管理者との情報交換や連携を深めながらスポーツの振興を図ります。
- 体育施設の適切な維持管理と利用者の拡大に努めます。

3. 主要施策の体系



《文化財》

1. これまでの取り組みと現状・課題

町内には数多くの文化財が点在し、国指定文化財となっている「史跡大谷地貝塚」、「史跡フゴッペ洞窟」、「重要文化財旧下ヨイチ運上家」、「史跡旧余市福原漁場」は、各時代を代表する貴重な文化遺産となっています。「史跡大谷地貝塚」を除く3つの重要文化財と史跡は、適切な保存に努めながら一般公開をしています。

また、これらの国指定の文化財のほか、北海道指定文化財である「西崎山環状列石」、「天内山遺跡出土の遺物」や33件の町指定文化財、国登録有形文化財である「ニッカウキスキー(株)北海道工場の建築群」も含めた文化財の適切な活用を図るための、調査研究活動も重要な課題としてきました。

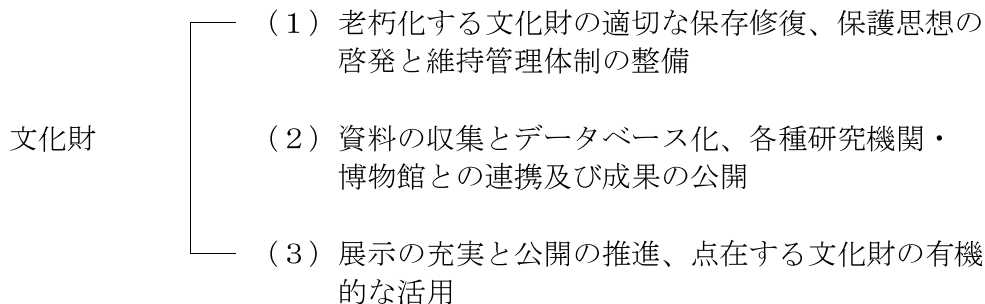
これまでの取り組みとして、関係研究機関や道内外の博物館との相互交流を通じた研究により、それらの文化財の学術的価値を高め、その成果を公表しました。また、町民がより文化財に親しみ、郷土の成り立ちや歴史を知る機会として、公民館の歴史教室や、小中学校への出前講座、区会の催しでの講演会等を実施してきました。

今後においても、貴重な文化財の適切な保護と活用を図って参ります。

2. 基本目標

- 貴重な文化財を後世に継承していくため、その適切な保存を行います。
- 文化財に関わる学術的な調査・研究を推進し、その成果を公開し、保護と活用に関与してまいります。
- 文化財施設の公開を推進し、公開講座、学校、道内外の研究機関や博物館との連携を推進し、情報の収集と公開に努めます。

3. 主要施策の体系



◎まちづくりを担う人材を育成するための施策

《人づくり事業》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、平成21年度から町の未来を担う青少年を育成するための事業を実施しています。

この事業は町内の青少年を対象に実施しています。

平成21年度は福島県会津若松市との地域間交流事業を、平成22年度には北海道教育大学との協賛によるスポーツ教室を開催しました。

この事業は町民と行政が一緒になり人づくりを進めることが必要であるため、平成23年2月には余市町の未来を担う人づくり事業推進委員会が設立され、現在は本町人づくり事業の推進母体となっています。

今後とも、本町の人づくり事業のさらなる推進を図るため、民間団体が行う人づくり事業への支援など、町民と行政の協働による事業を推進します。

また、平成2年に、核兵器廃絶への決意の表明として余市町議会により決議された「非核余市町宣言」の具現化を目的として、毎年8月の平和祈念の日にあわせ、原爆パネル展の開催や札幌市にある「広島・長崎原爆資料展示館」に町内の児童・生徒を派遣する「余市町平和を願うまち推進事業」を行っています。

今後とも町内の児童・生徒を通じ、原爆の悲惨さと平和の尊さを多くの人に伝えていくため、継続して事業を推進して参ります。

2. 基本目標

○余市町の未来を担う人づくり事業推進委員会への協力・支援を推進します。

○民間団体による事業実施への支援に努めます。

○余市町平和を願うまち推進事業を継続して実施します。

3. 主要施策の体系

人づくり

(1) 町民参画による事業の実施

(2) 民間団体の事業実施への支援

(3) 余市町平和を願うまち推進事業の実施

《地域間交流・国際交流》

1. これまでの取り組みと現状・課題

○地域間交流

本町では、異なる風土・習慣・文化等に出会い、それぞれの地域が刺激を受け、自分自身や郷土を見つめ直し創造性を高め、幅広い視野を持つ人材の育成と新たな地域文化の創造に取り組むため、各種交流活動を展開しています。

福島県会津若松市との交流は、旧会津藩士が本町に入植した縁による交流であり、互いの議会議員の行政視察による交流や民間団体などによる交流、さらには平成20年7月には余市町の未来を担う人づくり事業の一環として本町の小・中・高校生が会津若松市長やりんご栽培農家を訪問するなど、交流活動を行っています。

さらに交流活動の充実を図るため、各種交流事業に関する情報周知に努めるとともに、民間団体との連携や民間団体などが行う交流活動の活性化を促進して参ります。

○国際交流

本町では、ニッカウキスキーの創業者竹鶴政孝氏の夫人、リタさんの出身地である英国・イースト・ダンバートンシャイア市（当時ストラスケルビン市）と昭和63年10月に姉妹都市提携を結び、交流が行われてきました。

また、平成元年3月には官民一体となった国際交流の推進を図るため、余市町国際交流推進協議会が設立され、姉妹都市との交流をはじめ、構成団体が行う国際交流事業への支援など、本町における国際交流の推進母体となっています。

現在、外国語教育の振興を図るため、町内の小・中学校では平成11年7月よりJETプログラムを活用し、外国人のALT（語学指導助手）による外国語教育が行われており、さらには、国際交流推進協議会の事業として中央公民館で開催されている英語教室の講師として町民とのふれあいの中で外国語指導を行っています。

今後、本町の国際交流を一層推進するためには、民間レベルで行われる国際交流活動への支援などを推進して参ります。

2. 基本目標

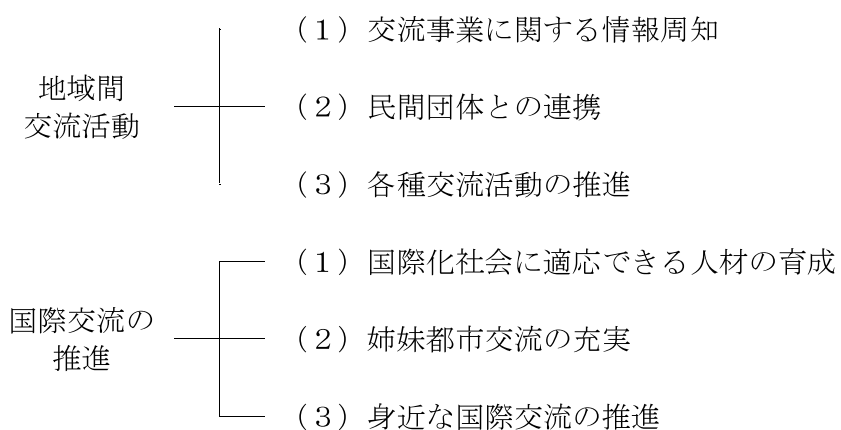
○地域間交流

- ・ 交流事業に関する情報周知に努めます。
- ・ 異なる地域の風土・習慣・文化に触れながら、新たな地域文化の創造に努めます。

○国際交流

- ・地域の国際化の推進に努めます。
- ・姉妹都市交流の充実を図ります。
- ・近隣諸国との交流の推進に努めます。

3. 主要施策の体系



《宇宙記念館事業》

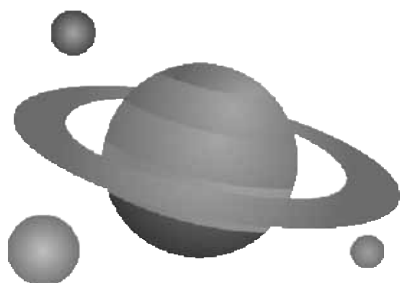
1. これまでの取り組みと現状・課題

余市宇宙記念館は、日本人科学者として初の宇宙飛行士である本町出身の毛利衛さんの偉業に因んで建設され、長年動的な体験観光をイメージした施設として運営されてきましたが、再開後の現在は、これまでのイメージから大きな転換を図り、宇宙開発や自然・地球環境、更には科学情報の発信と学習の場として子供達に夢と感動を与え、毛利衛さんに続く人材を育成していくことを目標にさまざまな取り組みを行っています。

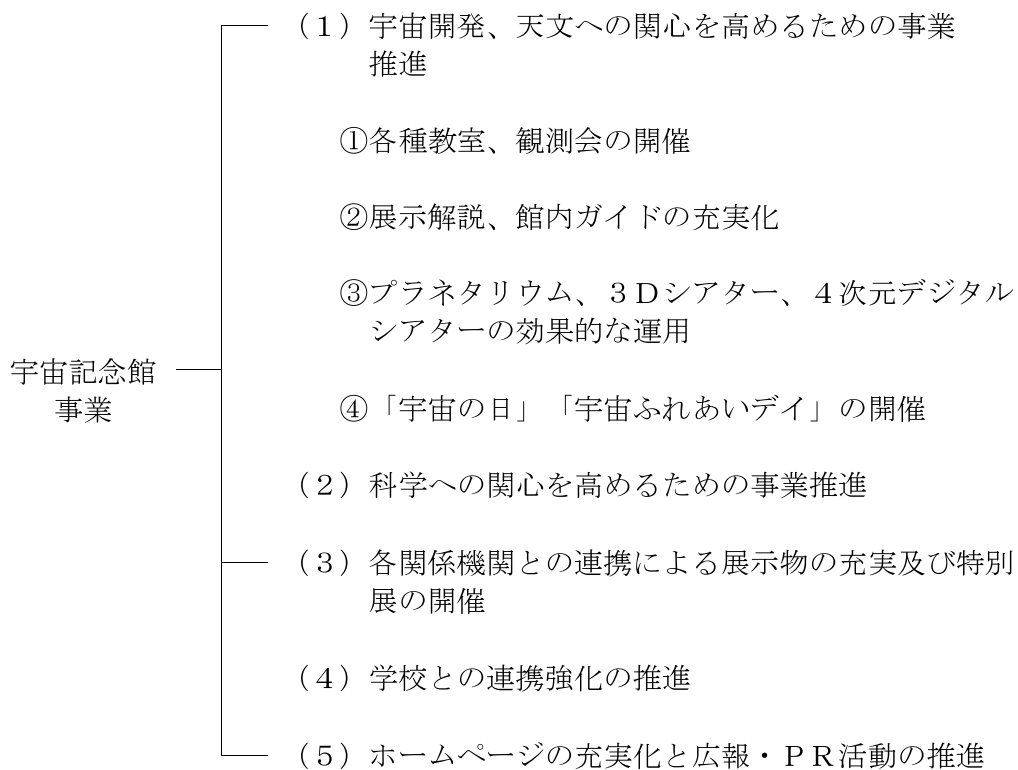
今後においては、科学館としての機能もさらに充実化させるため、展示物や映像機能等のハード面のみならず、リピーター対策としての各種講座等の開設や特別展の開催等ソフト面においても一層の充実を図ることが必要なことから各関係機関・団体との協力体制を構築し、宇宙開発・天文のみならずと科学全般の情報・実験なども取り入れ、学校との連携強化を図り余市宇宙記念館ならではの特色ある事業展開が課題となっています。

2. 基本目標

- 子供達に夢と感動を与えるため宇宙開発や天文への興味や関心を高めるような各種事業の内容の充実化に努めます。
- 科学のおもしろさや不思議さを体験できるようなユニークで工夫された各種教室等の開催に努めます。
- 展示物の充実化と特別展等の開催により、魅力ある記念館づくりに努めます。
- 各学校との連携のもと、学習の場として充実化を図ります。
- ホームページの充実化を図るとともに、広報・PR活動の推進に努めます。



3. 主要施策の体系



第3節 町民と行政が連携して歩むまちを創る

◎協働のまちづくりを進めるための施策

《自治基本条例・町民参加》

1. これまでの取り組みと現状・課題

これまで、本町では、町民との協働のまちづくりを進めるため、町政懇談会や各種協議会、さらには町民からの意見募集、ホームページからのメール受付などにより、町民の参加や町民の声を行政の推進に活かせるよう取り組んできましたが、今後町民と行政のさらなる連携を図るため、「自治基本条例」を制定し、明文化することにより、町民参加をシステムとして立ち上げていく必要があります。

また、余市町男女共同参画計画をもとに、男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革や環境整備を推進するとともに、町民と行政との協働によるまちづくりを力強く進めるため、情報の共有を通して町民参加による町政を推進する必要があります。

2. 基本目標

- 町民と行政の協働、町民参加のシステムを確立するため、まちづくりの基本的な理念や原則、役割分担、仕組みなどを規定した「自治基本条例」を町民参加のもと制定します。
- 男女共同参画のまちづくりを進めます。
- 情報公開を積極的に進め、町民と行政との協働による町民参加型のまちづくりを推進します。



3. 主要施策の体系

自治基本
条例・
町民参加

- (1) 町民参加による「自治基本条例」の制定
- (2) 共同参画に向けた意識の醸成と女性の社会参加の促進
- (3) 自治意識の高揚と町民参加活動への支援



〈情報公開と広報・広聴〉

1. これまでの取り組みと現状・課題

現在、本町では、情報公開制度や「広報よいち」・インターネットホームページをはじめ、平成23年度からは「余市町の予算説明書」の全世帯配布を行うなど、さまざまな手段を活用した情報の提供に努めるとともに、町政懇談会や各種協議会等により地域の声を的確に把握し、町政に反映するまちづくりを推進しています。

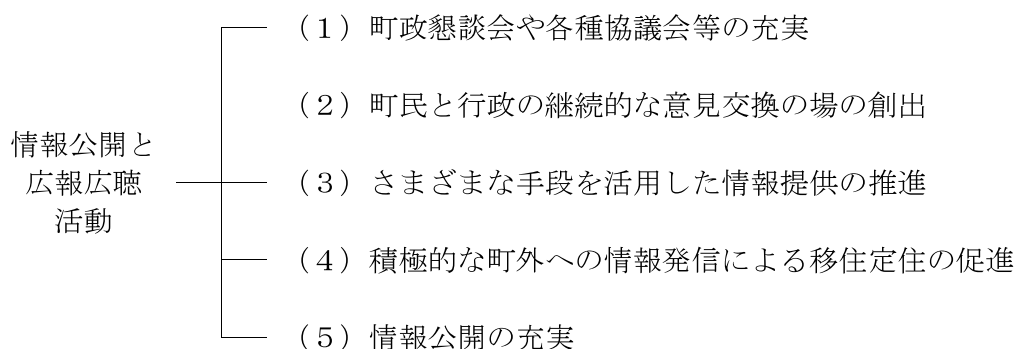
また、インターネットホームページの活用による町外への情報発信とワンストップ窓口を設置し、本町への移住定住の促進に向けた取り組みを行っています。

地方分権の推進と地域の独自性を持ったまちづくりが求められる中で、自己決定・自己責任の原則のもと、町民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進していくためには、まちづくりに関する町民からの広聴に努めるとともに、今後とも、「広報よいち」・インターネットホームページの充実と「余市町の予算説明書」の配布等により、町民に対しさまざまな情報の提供を行い、情報の共有化を図ることで、町民と行政の信頼関係を確立し、さまざまな課題解決に対する共通認識を図ることが必要です。

2. 基本目標

- 町政懇談会や各種協議会等の充実を図るとともに、協働のまちづくりに関して町民と行政が継続して意見を交換することのできる場の創出に努め、町民の声を積極的に町政に反映するための広聴活動に取り組みます。
- 町政の動向や情報を的確に町民に伝え、町民と行政の情報の共有化を図るとともに、本町の地域特性を全国各地へ積極的に発信するため、情報公開制度やIT（情報技術）の活用など、さまざまな手段を活用した情報提供など積極的な広報活動に取り組みます。

3. 主要施策の体系



《町民自治》

1. これまでの取り組みと現状・課題

地域におけるコミュニティ活動は、地域社会を形成する上で最も重要であり、本町においても、町内各区会をはじめ、NPO・ボランティア団体等が組織され、これまでさまざまな分野において活発な活動が展開されてきました。

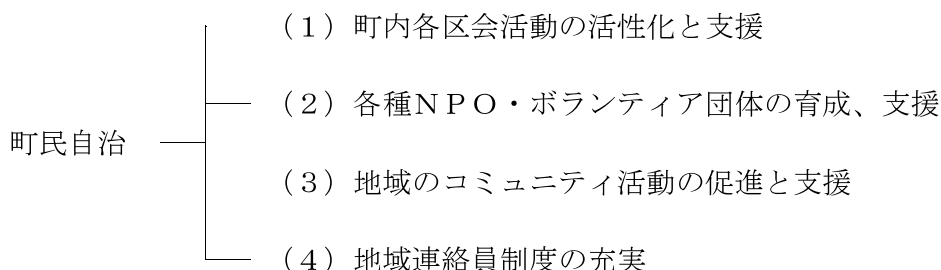
地方分権の進展や社会を取巻く環境の変化が急速に進む中で、住民の自発的なまちづくり意識の高揚を図るとともに、自己決定、自己責任のもと「住民相互の協働」と「住民と行政の協働」によるまちづくり活動を全町的な広がりある取り組みとしていくことが、より一層重要性を増してきており、「自分たちのまちは自分たちがつくっていく」という基本理念のもと、地域のコミュニティ活動の活性化を図りながら、地域住民が地域の課題をともに協力し合い、自ら解決、決定し、住民同士が支え合って地域づくりを進めていくことが求められています。

また、地域と行政とのパイプ役として配置されている「地域連絡員」については、その活動をデータベース化するなど、一層の充実を図ります。

2. 基本目標

- 町民の自治意識の高揚と主体的な活動がより一層円滑に推進されるよう、組織の育成、支援を行うとともに、活動や協議の場の提供に努めます。
- 環境美化・景観形成・地域福祉・自主防災等の地域コミュニティ活動の促進に取り組めます。
- 地域連絡員制度の充実により、区会と行政との一層の協働を推進します。

3. 主要施策の体系



◎財政基盤の確立と効率的な行政運営を進めるための施策

《財政基盤の確立》

1. これまでの取り組みと現状・課題

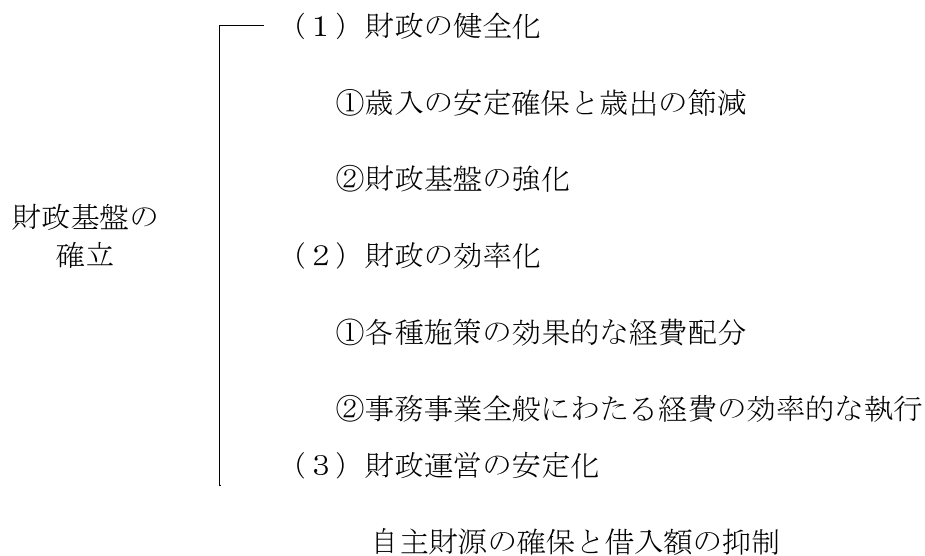
本町の財政は、長期的な景気低迷による町税収入の減少や、過去の景気浮揚対策のための公共事業の実施のために借り入れた起債に対する公債費がいまだ高水準で推移していること、さらには少子高齢化の進展等社会情勢の変化に伴う歳出の増大などにより悪化してきました。

こうした中、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」による健全化判断比率により、財政運営上の問題を把握し、問題点を改善することや、地方公社や第三セクターの状況も含め、潜在的なリスクを把握した上で財政運営の健全化を図っていくことが求められております。さらには、新公会計制度により今後は発生主義の考え方と複式簿記の導入が必要とされ、民間企業の会計基準に沿うような貸借対照表等の財務書類を作成することとしています。今後の行政需要に的確に対応するためにも、地方分権の時代にあった財政運営を行い、一層の経費節減と効率的な経費配分により、財政の健全化を図っていくことが課題となっています。

2. 基本目標

- 財政の健全化に努めます。
- 財政の効率化に努めます。
- 財政運営の安定化に努めます。

2. 主要施策の体系



《行政改革の推進》

1. これまでの取り組みと現状・課題

本町では、危機的な財政状況からの脱却に向け、「行政改革大綱」策定し、平成17年から平成21年までの5年間を集中取り組み期間とする「新たな行政改革の取り組み」に着手し、財政再建・健全化を最優先課題としてさまざまな取り組みを進めてきました。

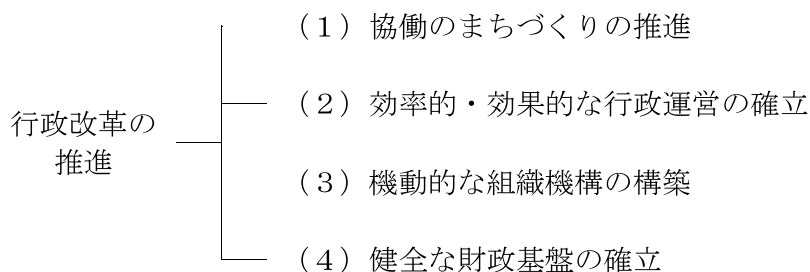
さらに平成22年3月に策定した平成22年から24年までの3年間を集中取り組み期間とする「更なる行政改革の取り組み」では、引き続き安定的な財政基盤の確立、財政健全化に向けた一層の取り組みとともに、町民主体のまちづくりに向けた行政運営の制度や仕組みなどの改革を進めております。

今後は、ますます進む少子高齢化、人口減少と地方分権型社会の伸展に対応したまちづくりのための行政運営に向けた行政改革の取り組みが必要です。

2. 基本目標

- 町民と行政がそれぞれの役割に応じて連携、協働して豊かな地域社会に向け、町民主体のまちづくりを進めます。
- 社会経済情勢の変化と多様化・高度化する行政需要に適切に対応する効率的で効果的な行政運営に努めます。
- 安定した住民サービスの提供、多様な町民ニーズに対応できる機動的で効果的な業務執行体制の整備に努めます。
- 安定的な財政基盤の確立、財政健全化に向けた取り組みを進めます。

3. 主要施策の体系



《行政組織の効率化》

1. これまでの取り組みと現状・課題

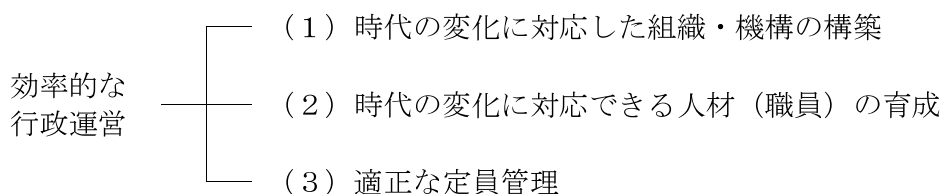
地方分権の進展に伴い、地方自治体には、地域の実情に合わせた自己責任・自己決定により自らの住む地域を創っていく行政運営が求められています。本格的な少子高齢社会を迎える中、町民が期待する公共サービスは質量ともに拡大しつつあります。限られた行政資源の中で責任を持ってサービスを提供するためには、簡素で効率的な行政運営が求められています。

今後、これまで行政組織で中核的な役割を果たしてきた職員が大量に退職する時期を迎えることから、多様化・複雑化する行政課題に対応できる職員の育成と同時に多様な雇用形態の積極的な活用を図りながら、適正な定員管理を進めるなど、分権時代の進展に対応可能な効率的な行政組織を構築する必要があります。

2. 基本目標

○社会、経済情勢の変化と地方分権の進展に対応可能な行政組織の構築に努めます。

3. 主要施策の体系



《広域行政》

1. これまでの取り組みと現状・課題

北後志地域においては、余市町・仁木町・古平町・積丹町・赤井川村の5町村で構成している「北後志消防組合」「北後志衛生施設組合」が、一部事務組合として事業を執行しています。また、小樽市を加えた1市4町1村で構成している「北しりべし廃棄物処理広域連合」ではゴミ焼却の広域処理を行っています。さらに平成22年度には新たに創設された国の「定住自立圏構想」に基づき、中心市の小樽市と北後志5町村との間で「定住自立圏形成協定」が締結されています。

この協定により策定された「北しりべし定住自立圏共生ビジョン」に基づき、本町は1市4町村と連携を図り、定住に必要な生活機能の確保や、自立に必要な経済基盤の整備を目指しています。

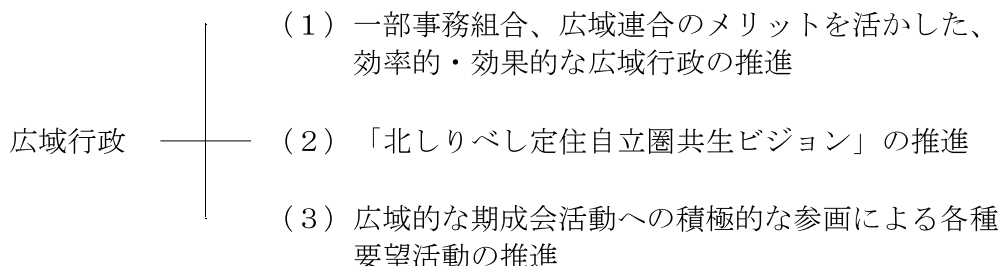
また、後志全体での取り組みとしては、後志総合開発期成会など各種期成会に参画し、地域振興を図るため、国や道など関係機関への要望活動を実施しています。

今後の課題としては、広域行政のメリットを活かして効果的・効率的な事業運営に努めるとともに、自治体相互の情報交換を活発に行い、広域観光の推進や広域交通の充実など、圏域全体の活性化を図ることが必要です。

2. 基本目標

- 周辺市町村との連携により、効率的・効果的な広域行政の推進を図ります。
- 「北しりべし定住自立圏」の形成により、圏域全体の生活機能、ネットワーク、マネジメント能力の強化を図ります。
- 後志総合開発期成会など各種期成会活動を通し、高速道路の建設促進など、圏域の課題解決を図ります。

3. 主要施策の体系



資 料

- 第 1 章 第 4 次余市町総合計画策定経過
- 第 2 章 第 4 次余市町総合計画策定に係る組織体制
- 第 3 章 余市町総合計画審議会条例
- 第 4 章 諮問書（写）・答申書（写）
- 第 5 章 町民参加



第1章 第4次余市町総合計画策定経過

平成23年（2011年）

4月22日	第1回余市町総合計画策定委員会開催
7月26日	第1回余市町総合計画策定作業委員会開催
8月 5日	第1回余市町総合計画策定作業委員会産業・観光・建設・教育部会開催
8月 9日	第1回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
8月11日	第2回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
8月17日	第1回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
8月17日	第2回余市町総合計画策定作業委員会産業・観光・建設・教育部会開催
8月18日	第3回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
	第1回余市町まちづくり協議会
8月22日	第2回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
8月24日	第4回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
8月24日	第3回余市町総合計画策定作業委員会産業・観光・建設・教育部会開催
8月26日	第3回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
8月30日	第5回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
8月31日	第4回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
9月 1日	第2回余市町総合計画策定委員会開催
	第2回余市町まちづくり協議会
9月 5日	第6回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
9月 7日	第5回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
9月 8日	第3回余市町まちづくり協議会
9月12日	第7回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
9月15日	第6回余市町総合計画策定作業委員会福祉・保健・環境部会開催
9月21日	第8回余市町総合計画策定作業委員会行財政部会開催
9月21日	第2回余市町総合計画策定作業委員会開催
9月22日	第4回余市町まちづくり協議会
10月12日	第5回余市町まちづくり協議会
10月13日	第1回余市町総合計画審議会開催
10月24日	第2回余市町総合計画審議会開催（10月20日諮問）
11月 1日	第3回余市町総合計画審議会開催
11月18日	第4回余市町総合計画審議会開催
11月22日	第4次余市町総合計画案について開催（答申）

平成24年 2月 2日	第3回余市町総合計画策定委員会開催
2月 3日	余市町議会へ第4次余市町総合計画案提案、審査特別委員会設置
2月7日～2月9日	余市町議会第4次余市町総合計画審査特別委員会
2月13日・2月14日	余市町議会第4次余市町総合計画審査特別委員会
2月24日	余市町議会 第4次余市町総合計画案可決

第2章 第4次余市町総合計画策定に係る組織体制

第1節 余市町総合計画審議会委員名簿

審議会会長	米坂利治	余市町区会連合会
審議会副会長	松原友香	余市町女性団体連絡協議会
委員	伊戸隆紀	余市商工会議所
々	新藤修	余市町農業協同組合
々	篠谷誠	余市郡漁業協同組合
々	内海博一	余市水産加工業協同組合
々	藤田哲朗	余市町商店街連合会
々	佐藤幹男	余市観光協会
々	野呂栄	余市体育連盟
々	岩戸てる子	余市文化協会
々	彫谷泰嗣	余市町PTA連合会
々	堀川一	余市青年会議所
々	芳賀昭博	余市町校長会
々	野村悌二	余市地区支部連合
々	遠藤勤	余市町老人クラブ連合会
々	吉野幸雄	余市町社会福祉協議会
々	中村公彦	余市建設業協会
々	赤石達也	北海道建築士会余市支部
々	谷定子	余市町食生活改善推進員会

19団体、19名（順不同・敬称略）

第2節 余市町総合計画策定委員会委員名簿

委員長	渡 辺 秀 樹	副町長
副委員長	武 藤 寿	教育長
委員	中 村 寿 仁	総務部長
々	滝 山 郁 夫	民生部長
々	藤 平 哲 也	経済部長
々	新 藤 耕 二	建設水道部長
々	鍋 谷 慎 二	総務課長
々	盛 昭 史	企画政策課長
々	小 林 英 二	行政改革推進課長
々	山 本 金 五	財政課長
々	澤 谷 栄 治	税務課長
々	佐々木 隆	町民福祉課長
々	永 井 克 憲	高齢者福祉課長
々	岩 戸 宏 平	保健課長
々	柳 田 義 孝	環境対策課長
々	大 西 陽 一	農林水産課長
々	山 本 正 行	商工観光課長
々	角 井 敦	建設課長
々	池 田 徹	下水道課長
々	中 村 淳	水道課長
々	神 山 廣 美	会計課長
々	高 橋 紀代美	監査委員事務局長
々	川 村 真	選挙管理委員会事務局長
々	堀 内 学	農業委員会事務局長
々	東 倫 宏	学校教育課長
々	飯 野 徹 郎	社会教育課長

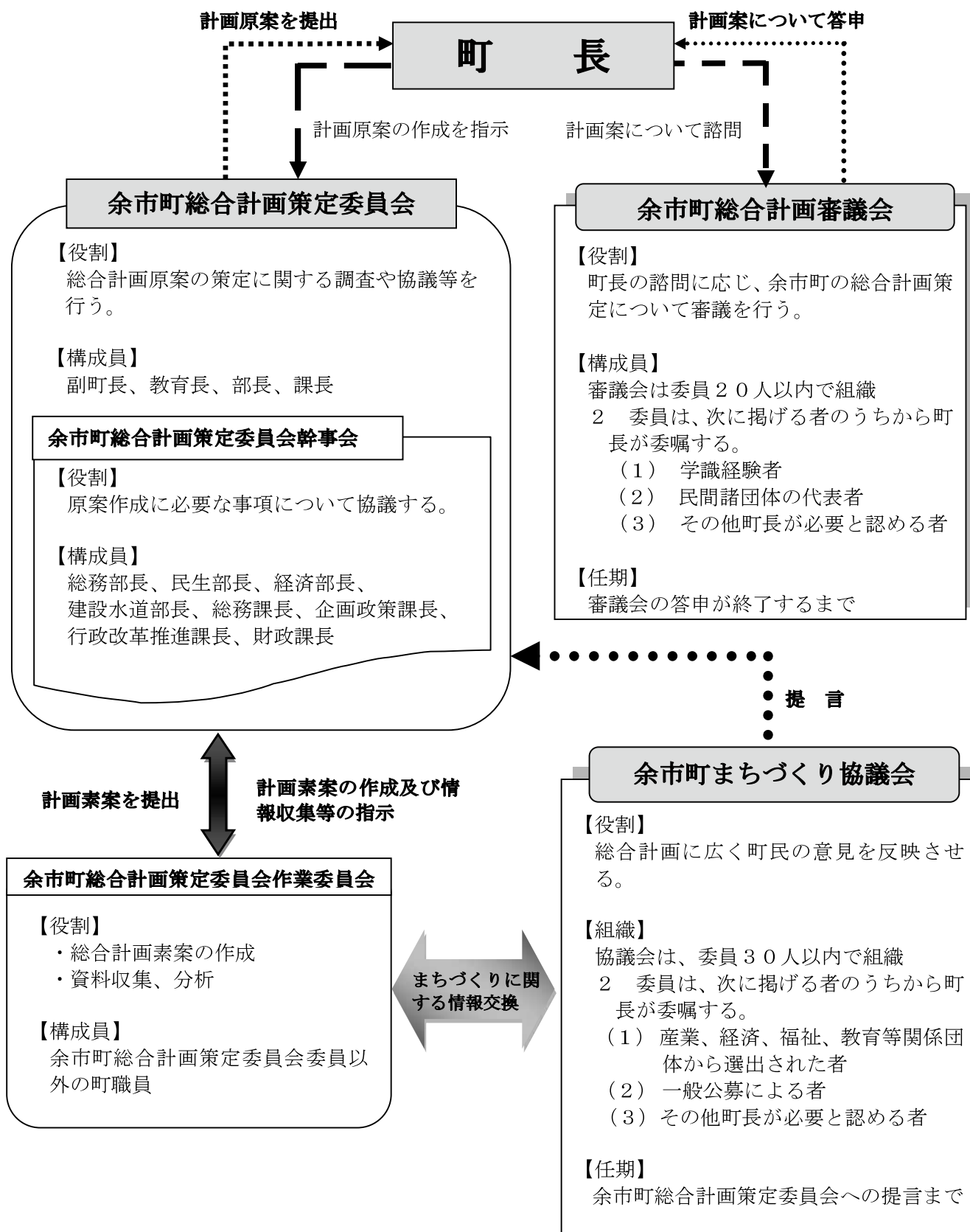
26名

第3節 余市町総合計画策定委員会作業委員会委員名簿

委員長	亀尾次雄	下水道課主任技師
副委員長	佐々木大介	環境対策課廃棄物対策係主査
委員	増田豊実	総務課人事厚生係長
々	森谷満	総務課総務係主査
々	松尾智幸	行政改革推進課行政改革推進係主査
々	荒井拓之介	財政課財政係主任
々	水野貴司	税務課課税係主査
々	奥寺淳	税務課納税係主査
々	近藤祐子	町民福祉課主任保育士
々	大森直也	町民福祉課戸籍住民係主査
々	高谷眞優美	高齢者福祉課介護認定係長
々	坂本満彦	保健課主幹
々	高田有紀子	保健課保健指導係主査
々	須藤明彦	商工観光課主幹
々	小林武	商工観光課観光振興係主査
々	中坂好孝	農林水産課農政振興係主査
々	庄木淳一	農林水産課農地整備係主査
々	能代賢治	農林水産課水産振興係主任
々	高橋良治	農業委員会次長
々	篠原道憲	建設課技術係長
々	二本二郎	建設課建築係主査
々	当宮光裕	建設課公営住宅係長
々	笹山美幸	水道課業務係主査
々	藤塚幸一郎	水道課浄水係主査
々	加藤明	学校教育課学校教育課主幹
々	古山知子	学校教育課学校教育係主査
々	今井貴之	学校教育課学校教育係主任
々	浅野敏昭	社会教育課社会教育係長
々	小池美穂子	社会教育課社会教育係主査
々	石川騰	社会教育課図書館係主査

30名

第4節 余市町総合計画の策定体制



第3章 余市町総合計画審議会条例

余市町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、余市町の総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）策定について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、余市町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員で構成する分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、所属委員の互選によって定める。

4 分科会は、分科会長が招集し、分科会長がその議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年8月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月15日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

第4章 諮問書（写）・答申書（写）

諮問書（写）

余 総 企 号
平成23年10月20日

余市町総合計画審議会
会長 米坂利治 様

余市町長 嶋 保

第4次余市町総合計画案について（諮問）

余市町総合計画審議会条例（平成3年余市町条例第6号）第1条の規定に基づき、別添の第4次余市町総合計画案について貴審議会の意見を求めます。

答申書（写）

余 総 審 第 1 号
平成23年11月22日

余市町長 嶋 保 様

余市町総合計画審議会
会長 米坂利治

第4次余市町総合計画（案）について（答申）

平成23年10月20日付け余総企号をもって諮問のありました、第4次余市町総合計画案について慎重に審議した結果、適当であると認め、下記の意見を付し答申します。

なお、貴職におかれましては、下記に留意し、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に推進されることを期待します。

記

- 1 第4次余市町総合計画において掲げられた目標を着実に具現化するよう鋭意努力していただきたい。
- 2 本計画に関する趣旨や内容について分かりやすく町民に周知し、町民の理解を求め、町民と協働によるまちづくりを推進していただきたい。
- 3 行政改革の推進と効率的な行政運営に努めていただきたい。

第5章 町民参加

余市町まちづくり協議会委員名簿

協議会会長	大澤尚史	リタロードを守る会
協議会副会長	吉野純一	余市町地域子ども会連絡協議会
委員	平位敬二	余市商工会議所
々	前川孝司	余市商工会議所
々	宮野秀子	余市町農業協同組合
々	木村幸司	余市町農業協同組合
々	奈良憲児	余市郡漁業協同組合
々	伊藤正	余市郡漁業協同組合
々	板倉俊久	余市水産加工業協同組合
々	越智直美	余市水産加工業協同組合
々	山本幸章	余市観光協会
々	伊波敏男	余市町商店街連合会
々	松浦一法	余市建設業協会
々	中山善彦	北海道建築士会余市支部
々	横山恭子	余市文化協会
々	鈴木一弘	余市体育連盟
々	彫谷泰嗣	余市町PTA連合会
々	佐々木儀春	余市町社会福祉協議会
々	星野まどか	余市町ボランティア団体連絡協議会
々	木下浩也	余市ケアマネ連絡協議会
々	堀川一	余市青年会議所
々	菅原靖範	余市青年会議所
々	酒井和也	余市地区支部連合
々	竹内英子	余市町女性団体連絡協議会
々	佐藤ゆり	余市町女性団体連絡協議会
々	茅根英昭	一般公募による委員

19団体、一般公募 26名（順不同・敬称略）

意見募集用紙

提出年月日：平成23年 月 日

(ふりがな)	
氏名 (法人名)	
ご住所	

ご意見等

まちづくりの基本構想と基本計画

1. まちづくりの基本構想 2. まちづくりの基本計画 3. 計画全体

ご意見をご記入ください。

【提出先】
余市町役場 総務部 企画政策課
〒046-8546 余市町朝日町26番地
TEL 0135-21-2142
FAX 0135-21-2144
電子メール kikaku@town.yoichi.hokkaido.jp

募集締切：平成23年11月4日（金）

余市町総合計画案に関するご意見について

- 余市町では、現在の第3次余市町総合計画が今年度をもって計画期間が満了することから、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とする「第4次余市町総合計画」の策定作業を進めています。
- このたび、第4次余市町総合計画（案）を作成しましたので、別添の計画（案）に関するご意見をお聞かせください。
なお、ご意見等につきましては、「意見募集用紙」にご記入の上、備え付けの投書箱に投入して下さい。

※お寄せいただいたご意見等の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名（法人の場合は法人名と提出代表者氏名）及び住所を必ず明記してください。

余市町総務部企画政策課



余市町まちづくり協議会の目的と位置づけ

余市町まちづくり協議会は、第4次余市町総合計画の策定にあたり、町民の意見を広く反映させることを目的として、本町のまちづくりに関する協議を行い、余市町総合計画策定作業委員会と連携して作業を行うものとして位置づけられます。

余市町まちづくり協議会の開催経過

余市町まちづくり協議会は全部で5回開催され、第2回開催からまちづくりに関するグループ協議が行われました。また最終回となる第5回は、余市町役場職員で構成される余市町総合計画策定作業委員会との合同開催とし、協議会委員の皆さんと本町の職員がこれからのまちづくりについて意見を交わしました。

開催日程

開催年月日	日 程	内 容
平成23年 8月18日(木)	第1回 まちづくり協議会	○ 協議会の設立、委嘱状交付 ○ 役員の選任、グループ分け
平成23年 9月 1日(木)	第2回 まちづくり協議会	○ 協議テーマ 「多様な資源と人的パワーを活かした 元気なまちづくり」
平成23年 9月 8日(木)	第3回 まちづくり協議会	○ 協議テーマ 「住み良く安心して暮らせるまちづくり」
平成23年 9月22日(木)	第4回 まちづくり協議会	○ 協議テーマ 「町民と行政の協働によるまちづくり」
平成23年10月12日(水)	第5回 まちづくり協議会	○ 協議テーマ 「町民と行政の協働をより進めていく ために」 ○ まちづくり協議会を振り返って

※第5回まちづくり協議会は余市町総合計画策定作業委員会との合同開催

町長が描くまちづくりのビジョン

町長から協議会委員の皆さんに、以下のとおり説明がありました。

計画策定にあたっての時代認識

① 地方分権時代

国と地方はいまや対等の関係になっている。職員には国や道の指示を待って仕事をする時代は終わったと伝えている。

② 厳しい財政状況

国・地方ともに大変な財政難に直面している。

③ 人口減少と少子高齢化

日本全体が人口減少と少子高齢化社会を迎えており、本町も10年後の人口は19,000人程度にまで減少すると見込まれる。

新たな総合計画像

① 町民と行政との連携でつくる計画

計画策定の段階から町民と連携して取り組む。

② 資源を活かす計画

地域にある資源や施設、人材の効率的・効果的活用を図る。

③ しっかりとした目標が設定された計画

この総合計画を「絵に描いた餅」で終わらせないようにする。

総合計画のテーマ

① 住み良く安心して暮らせるまちづくり

② 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

③ 町民と行政が連携して歩むまちづくり



まちづくり協議会のすすめ方

本協議会では、委員の皆さんが日常生活で感じている町全体や地域の現状・課題を再認識した上で、10年後の余市町がどうあるべきか、そのためには町民と行政がどのように協力し、どうやってまちづくりを進めていけばよいかについて話し合いました。

協議会のすすめ方としては、いくつかの班に分かれ、毎回異なるテーマについてワークショップ形式で協議を行いました。

ワークショップによる話し合いの心得

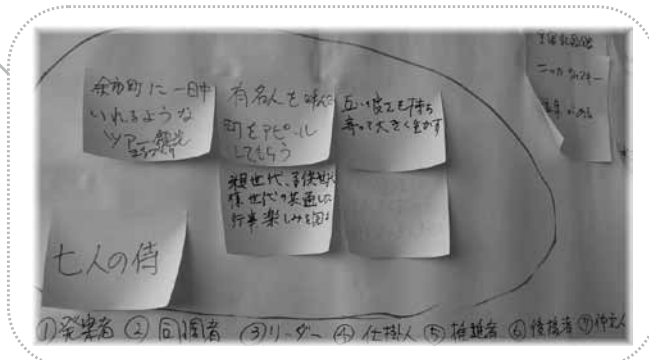
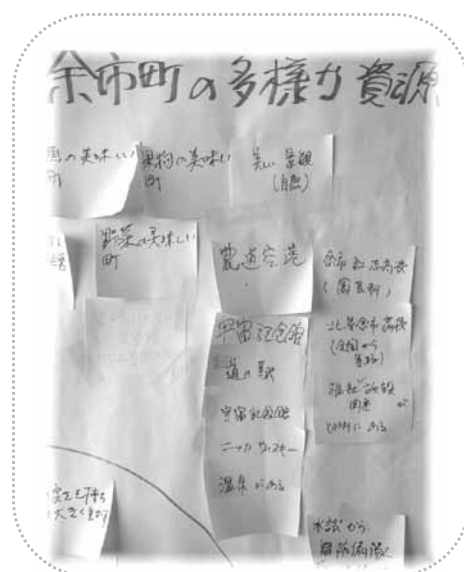
1. ほかの人の発言をさえぎらないこと
2. ほかの人の発言を批判しないこと
3. ほかの人の意見を尊重すること
4. 全員が平等であること
5. 時間を厳守すること
6. 参加した全員が発言をすること



多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちづくり

協議テーマ

- ・「元気なまち」とはどんなまちのことだろう？
- ・余市町の多様な資源について



◆主な意見

＜元気なまちとはどんなまちだろう？＞

- 子どもたちが安心して暮らし、大人の指導によってではなく子どもたち同士で楽しく安全に遊ぶことができている、町中で子どもたちの声が聞こえる。また、母親が子どもを産み、育てるための環境が整っており、笑顔で暮らすことができる。
- 住民間の交流や相互協力活動が活発で、子どもからお年寄りまで生きがいを持って外に出ることができる。町内に世代ごと・世代をまたいだイベントがあるなど、出会いの場が多く、若者がたくさんいる。
- お祭りや観光客向けのイベントが盛大で商店街がにぎわっており、常に新しい情報が発信されることで、町外から多くの来訪者がある。

＜余市町の多様な資源について＞

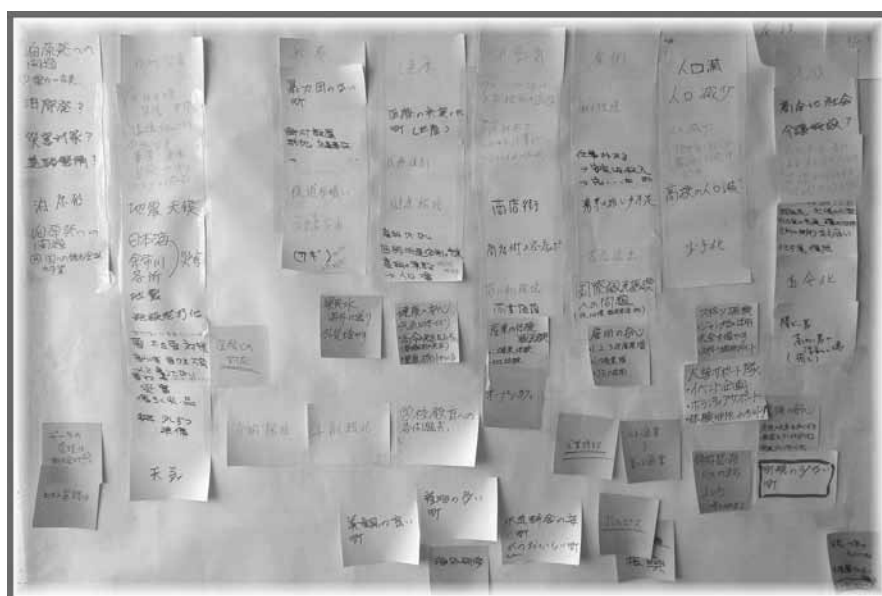
- 果樹農業や漁業等の産業が盛んで、冷涼な気候、余市川の清流や北限の鮎、シリバ岬に続く海岸線等の自然環境と、フゴッペ洞窟やストーンサークル、運上家等の歴史的文化財がたくさんある。
- おいしい魚、果物をもっと活かすために、官民一体となって加工技術の進歩に取り組み、付加価値をつける商品開発を推進すべき。また、観光客に加工体験をしてもらったり、遊休地を有効活用することで、体験農業やちょっと暮らしの推進を図り、定住人口を増やす必要があるのではないか。
- 毛利衛さん、スポーツ選手等の有名人や、陶芸家等の芸術家、またそれらを支援する町民の方と連携し、余市のPRにつなげていくべき。



住み良く安心して暮らせるまちづくり

協議テーマ

- ・ いま心配なこと、不安なことは何だろう？
- ・ 心配を「安心」に変えるには、どうしたらよいだろう？



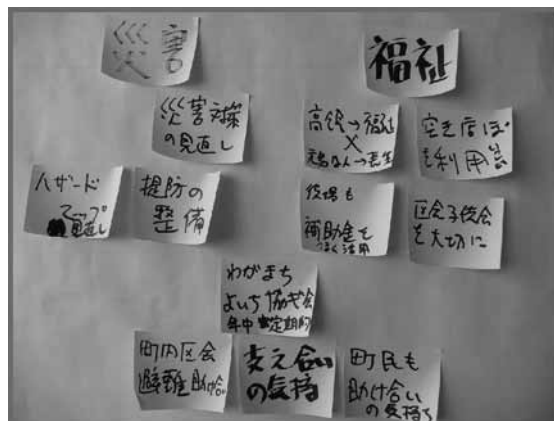
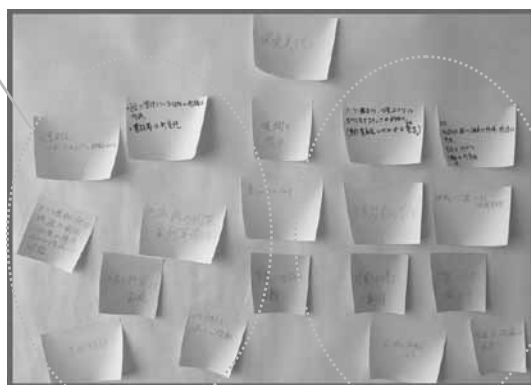
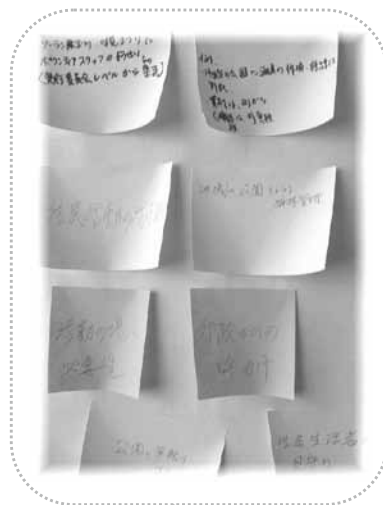
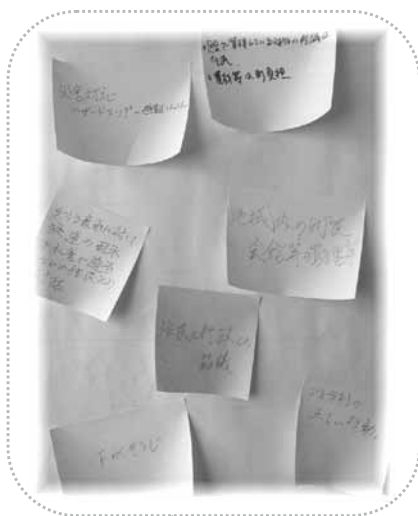
◆主な意見

- 豪雪や豪雨、台風等の自然災害に対する対応はどうなっているのか。町民のデータ管理体制や避難道路はどうなっているか町民はまったく知らない。地域ごとの災害委員を設置するなど、災害に対する行政、企業、住民の対応基準を整備した上で、もっとわかりやすい形で町民に周知し、不備があれば訂正を図るべきではないか。
- 余市には常設の産科がないので安心して子どもを産める環境を整備してほしい。病気に対する不安もあるので、医師の移住を推進し、健康ポイントを設けるなど町民の元気なからだづくりに取り組むべき。
- 高齢化やコミュニティの弱体化に伴う老後の一人暮らしや、孤独死に対するお年寄り、障がい者の不安（経済的負担、お互いに相談できる横のつながりがない）。住民の見守り活動等地域で支えあう体制を築く必要がある。
- 町による地域福祉計画の策定はどうなっているのか。介護施設の増設や空き家や民家を利用したグループホームに対する補助などはないだろうか。
- 地方の衰退に伴う商店街の空き店舗の増加や観光客の減少に対して、官民一体となった取り組みが必要ではないか。空き店舗をコミュニティのオープンカフェ等に利用したり、農漁業や加工を体験できるような観光振興を推進して観光客を増やす取り組みを行うべき。
- 第1次産業の担い手不足の問題や、不景気から働く環境が少ないことによる若者の流出が心配。各産業の増加と6次産業の推進を図るとともに、雇用機会を増やすために企業誘致に取り組むべきではないか。
- 高校の生徒数の減少や、若者の晩婚化に伴う町内の人口減少が心配。スポーツ振興のイベントを増やし、若者のボランティアを募集するなど工夫する必要があるのではないかと。札幌圏に近い強みを活かし、産業の誘致とあわせ移住・定住政策に重点をおいて取り組むべき。まほろばの郷のPR等、小樽～余市間の高速道路開通に向けた官民一体の取り組み。

町民と行政の協働によるまちづくり

協議テーマ

- ・ 協働ってどんなこと？
- ・ 「行政の役割」と「町民の役割」とは何だろう？



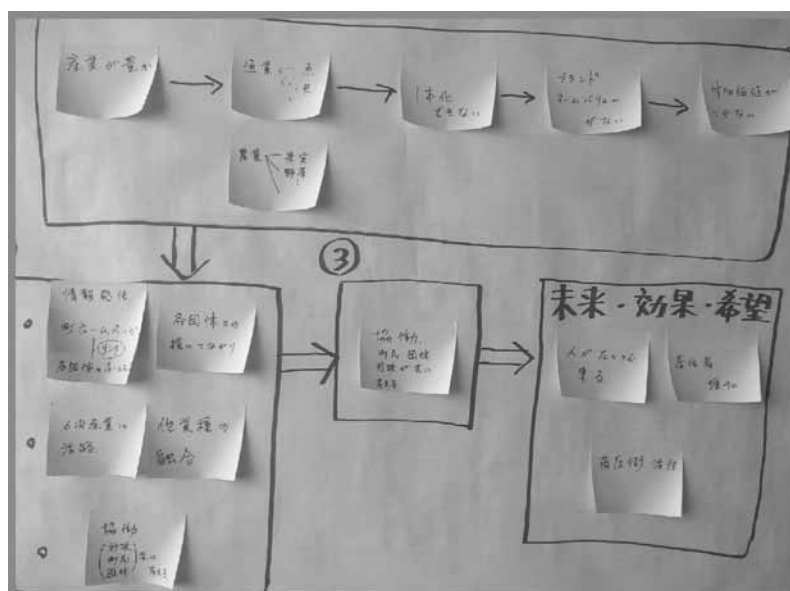
◆主な意見

- ごみ袋を町民が購入して、行政が収集するという作業は協働のモデルケースといえるのではないかと。ごみステーション周辺の清掃は町民にもできる。海浜清掃等もボランティアごみ袋をもらって、まとめておいて行政がトラックで取りに来るなど、協力して行うことによって町内の美化につながる。
- 以前下水側溝の清掃を行ったときに、区会で清掃活動を行った数日後に作業車が来て同じところをきれいにしていたことがある。行政と町民の横のつながりが取れていないためにこのようなことが起こるのだと思う。
- 雪かきについては、自分の家の前は自分たちですべき。その上で込み入った住宅街で雪捨て場がない場合に、行政が空き地の所有者に許可をもらって、雪捨て場を確保してもらいたい。雪捨て場があれば、そこに雪を捨てるのは自分たちでできる。
- 町民は自分勝手になんでもやるのではなく、ゆとりを持って地域とのつながりを大事にすべき。「お互いさま、おかげさま」の気持ちを大事にすることはみんなできる。
- 町民がして欲しいことが行政に伝わっていないので、各町内に現役職員を設置してパイプ役を作るなど町民の意見を吸い上げる工夫をして欲しい。行政のニーズも町民に対してうまく伝わっていないので、行政として困っていることは町民にしっかり伝えて欲しいし、そのための協議する場が不足していると思う。
- 町内の公園や遊具の維持管理については、町民も協力してもらえないのではないかと。草取りなどは地域住民に参加してもらうなど、公園を維持するための町民と行政の役割をはっきりさせて提示すべき。
- ソーラン祭りなどイベントのボランティアスタッフについては、いつも直前になって要請されるので、情報の提供や顔の見える活動の場を作っていくべきだと思う。ボランティア団体の活動の場は、会長の個人宅になっていたりするので、行政の役割としてその環境を整備する必要があるのではないかと。
- たとえば「わがまち余市協議会」をつくって、年齢や職業を問わず募集し、自分たちが望むまちづくりを話し合い、行政に提言書なりを提出し、行政もそれに対して返答するという形をとればよいのではないかと。このような取り組みを定期的に続けていかなければ協働のまちづくりというものはできないと思う。

町民と行政の協働をより進めていくために

協議テーマ

- ・ 協働による町民と行政の役割と方向性の整理
- ・ 協働によるまちづくりによる目標（姿）



公共サービスに関する協働

①現状と課題

- ・ 除雪——積年の「せりお」の場
- ・ 公道の美化——歩道の植栽
- ・ ゴミ——ゴミステーション・燃料袋等協力体制は模索中
- ・ ささやかなクレーム窓口のわかりやすさ
- ・ 要望をどこに伝えたらよいのか
- ・ 回覧板によるお知らせ（悪い話など）

②協働による町民と行政の役割

- ・ 情報（困りごと）発信は住民から
- ・ 情報を共有させる仕組み作りは行政から

③協働によるまちづくり目標

- ・ 持続的に意見交換できる場（クレーム、要望、したいと、楽しいと）
- ・ 情報を共有する場

◆主な意見

- 高齢者や障がい者の見守り活動については、住民が意識することによって、孤独死などの解消につながると思うが、普段のご近所づきあいによるものが大きいので、行政が呼びかけをして、積極的に町民にお願いをするなどしてもらいたい。
- 除雪等に関して、行政からマナーの悪いケースについて回覧が回ったことがあるが、そういうことをはっきり言ってもらえると、住民もそれについて考える機会ができると思う。



- 余市町のホームページを活用し、行政と町内の各団体との横のつながりを密にしていけるべき。総合計画の策定は10年に1度のものだが、定期的に町民と行政とが意見交換できる場を設け、いま抱えている現状や課題を認識しあうことで、魅力あるまちづくりが出来ると思う。

- 行政は町民に遠慮している、町民は行政がやってくれると思っている、とお互いの意識がずれているために、行政が求めるまちづくりというものが住民に見えて来ないと思うので、行政がまず住民や町内会にしっかり必要なことを伝えるべき。また行政から住民に伝える際には、結果だけではなくてどうしてそうなったのか、プロセスにもしっかり言及してもらいたい。またプロセスの段階から住民に参加してもらうことで、町民と行政の間で情報共有が図られるのではないかな。
- たとえば近所のお年寄りが自分の家の前の除雪をした際に手首をひねって困っているなど、行政はなかなか知ることができないので情報の発信を住民の側からすることも必要だと思う。
- あそこではこういう悪いことが、こちらではこういう良いケースがあるとしっかり話すことが大事で、そのような話し合いを1回で終わらせずに定期的に場を設けることは、非常に有意義なことだと思う。町民と行政の共通目標として、お互いがもっと簡単に、フランクに、かつ持続的に話し合える場がほしい。



用語解説

ア

- 一部事務組合（P 93）

複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置されるもの
- エコファーマー（P 62）

平成11年（1998年）に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づいて認定された農業者。都道府県が定める指針に基づいて、持続性の高い農法とされる堆肥による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を組み合わせて農業生産を行う農業者。認定されると農業改良資金を借り入れた場合、通常10年の償還期間が12年に延長され、貸付金の最高額が増額されるなどの特例措置を受けられる
- NPO法人（P 33）

Non Profit Organization。民間非営利組織。平成10年（1998年）12月に「特定非営利活動促進法」（通称NPO法）が施行。所管庁が法人格の認証を与える。保健・医療・福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興等12分野における市民の自発的非営利活動団体

カ

- 広域連合（P 93）

複数の都道府県・市町村・特別区にまたがる広域の行政事務を処理するために設立される地方公共団体の組合。平成6年の「地方自治法」改正により創設
- 耕作放棄地（P 25）

定義には2つある。①毎年8月1日現在の状況を対地調査した（経営者の意思は確認できない）ものですでに2年以上耕作せず、かつ将来も耕作し得ない状態の土地をさし、耕地の壊廃面積として、毎年経営耕地から除外する。②5年ごとに経営者から調査する「農業センサス」では、過去1年間作付されておらず、今後数年間のうちに再度耕作するはっきりとした意思のない土地

サ

- 指定管理者制度（P 78）

多様化する市民ニーズにより効果的で効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減などをはかることを目的とした制度
- 障害者自立支援法（P 37）

「障害者基本法」の基本的理念に基づき、これまで障がいの種類別に異なっていた福祉サービスや公費負担医療等を統一することで共通のサービスにより、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることをめざす制度。「障害者福祉サービスの一元化」「障がいのある人がもっと働ける社会の構築」「地域の限られた社会資源を活用できるよう規制の緩和」「サービスの支給手続きと基準の透明化、明確化」「サービス費用の利用者1割負担と国の費用負担の義務化」の5つを大きな柱としている。平成18年4月施行

タ

- 男女共同参画（P 85）

平成8年（1996年）に総務庁男女共同参画審議会が答申した女性政策の指針「男女共同参画ビジョン」のなかで定義されている。男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が平等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会のこと
- 地方分権（P 88）

中央政府が自治体に対して制度や実際の運用面で、政治、行政、財政上の自治や自立性を大幅に認めている仕組み
- トレンド方式（P 24）

過去における既知の人口数値を使用して将来の人口数値を予測するもので、将来の任意の年に対する人口数値を予測し、将来人口を推計する方法。
- ノーマライゼーション（P 37）

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという理念を「ノーマライゼーション」という。障がいなどのある人もない人も、だれもが人権を尊重され自分らしく自然に生きている社会（ノーマルな社会）をさす

■ P D C A サイクル (P71)

事業の効果を的確に把握し常に改善を行っていくことであり、政策、施策、事務事業のすべてに成果目標を設定しプラン (Plan) →ドゥー (Do) →チェック (Check) →アクション (Action) のサイクルにより資源 (予算・人材) を有効かつ効率的に配分・活用できるようにする考え方。評価「チェック (Check)」が確実に行動「アクション (Action)」につながり、予算編成・人員配置などや、施策・事業の企画立案など、次の計画「プラン (Plan)」に的確に反映される仕組みとして行政評価を適切に運用することが求められている

■ ブランド化 (P16)

特許庁は商標法を一部改正して、平成18年 (2006年) 4月1日より、地域名と商品名を組み合わせたブランド (名の通った銘柄。商標) を商標として登録する制度 (地域団体商標登録制度) を発足させた。従来は全国的に知名度がある場合に限られていたが、今回の改正では隣接県等で認識されていればよいことに緩和された。これは地域発の商品・サービスのブランド化と地域イメージブランド化の相乗効果と好循環により、地域外への販路拡大と資金等の地域内呼び込みを目的にしている

■ Y e s ! c l e a n (P62)

道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用量の上限や他の農産物との分別収穫・保管・出荷、生産団体の構成員が栽培履歴を記帳するなど一定の基準をクリアし、生産・出荷される農産物について「YES! cleanマーク」を表示し、あわせて化学肥料や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる制度

■ ボランティア (P74)

本来は有志者、志願兵の意味。社会福祉においては、無償性、善意性、自発性に基づいて技術援助、労力提供等を行う民間奉仕者

■ ビジョン (P3)

未来像。展望。見通し。

マ

- モビリティ（P7） 動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。

ヤ

- 遊休農地（P25） 耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

ラ

- 6次産業化（P16） 農業について、生産だけでなく加工・流通・販売等も統合的に取り扱うことで、事業の付加価値を高める経営形態にすること。第一次産業（生産）、第二次産業（加工）、第三次産業（流通・販売等）を足した（掛けた）形態で、農学博士の今村奈良臣氏が提唱



第4次余市町総合計画

住み良く安心して暮らせる元気なまち

発行日 平成24年4月

発 刊 〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町26番地
TEL 0135-21-2111
FAX 0135-21-2144

企画編集 余市町総務部企画政策課